

第百十二回 参議院 社会労働委員会 會議録 第四号

昭和六十三年三月二十四日(木曜日)

午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 関口 恵造君
理事 佐々木 満君
曾根田郁夫君
山本 正和君
中西 珠子君

委員 石井 道子君
石本 茂君
岩崎 純三君
齋藤 十朗君
田代由紀男君
田中 正巳君
前島英三郎君
宮崎 秀樹君
対馬 孝且君
浜本 万三君
渡辺 四郎君
香脱タケ子君
内藤 功君
藤井 恒男君

國務大臣 労働大臣 中村 太郎君
政府委員 労働大臣官房長 清水 傳雄君
労働省労働局長 白井晋太郎君
労働省労働基準局長 野見山眞之君
労働省労働基準局安全衛生部長 松本 邦宏君
労働省婦人局長 佐藤ギン子君

事務局側 常任委員会専門員

説明員 外務省経済局局長 海老原 紳君
労働省労働基準局労働管理課長 岡山 茂君

本日の会議に付した案件

○労働問題に関する調査 (労働行政の基本施策に関する件)

○労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(関口恵造君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

労働問題に関する調査を議題とし、労働行政の基本施策に関する件について質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○浜本万三君 先般、労働大臣の所信表明がございましたので、私はその所信表明に対する質問をさせていただきます。

まず最初、御質問をいたしたいと思いますのは雇用問題でございます。大臣は先般の所信表明の中で「今後構造変化が進展する中で、労働力需給のミスマッチにより各種の雇用問題が発生することが懸念されております。」とのためいろいろな対策を立てられるということが述べられました。そこで、私といたしましては最近の雇用情勢の問題

についてまずお尋ねをしたいと思います。

最近の雇用情勢につきまして、失業とか有効求人倍率でありますとかあるいは地域、職種などの雇用状況あるいは高齢者などの雇用状況等に絞りますと、御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(岡部晃三君) 最近の雇用失業情勢は有効求人倍率が上昇いたしましてともに雇用者も大幅に増加するなど、総じて改善を見ております。しかしながら、こうした中でも産業構造の転換、高齢化の進展のもと、特定の業種や地域、高齢者等につきましては、なお雇用失業情勢の改善はなおれがちでございます。

例えば、まず業種でございますが、造船、非鉄金属等の構造的な不況業種につきましては、状況が悪化したことによりまして大量の過剰人員が生じております。引き続き雇用調整の進展が予想されるところでございます。

一方、産業別に求人状況を見ますと、第三次産業を中心にごちらの方は堅調な動きとなっております。

地域別でございますが、北海道、九州の有効求人倍率は昭和六十二年十一月二期でそれぞれ〇・二八倍、〇・五一倍となっております。他の地域に比べて著しい低い水準にあるわけでございます。また、失業率も北海道、九州では高いものとなっております。他の地域と比べて格差が見られるのでございます。

年齢別についてのお尋ねでございますが、高齢者につきましては依然として求人数の不足が見られるわけでございます。昭和六十二年十月における五十五歳以上層の有効求人倍率は〇・一四倍でございます。他の年齢層に比べて非常に低い水準にございます。失業率につきましても高齢者層は高いものとなっております。他の年齢層に比べて厳しい状況が続いております。

こうしたことの背景には産業、地域、年齢間における労働力需給のミスマッチが発生していると言わざるを得ないのでございます。このため、昭和六十三年度におきましては産業・地域・高齢者雇用プロジェクトなど、各種の雇用対策を強力に推進することになっていただいております。

○浜本万三君 最近の雇用情勢につきましては、ただいま局長から御説明がありましたんですが、全体的にはやや好転の兆しはあるけれども産業、地域、年齢間における労働力需給のミスマッチが生ずる懸念があるんだと、こういうお話でございました。

ところでお尋ねするんですが、昨年成立をいたしました地域雇用開発等促進法、いわゆる三十万人プログラムによる雇用効果、政策効果というものはどのようになっておるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡部晃三君) 先生御指摘の三十万人雇用開発プログラムでございますが、昨年の四月から実施をいたしましたところでございます。この雇用効果につきましては私も非常に大きなものがあつたと自負をいたしております。最近における雇用失業情勢の改善もこれが一つの要因であるというふうに考えているところでございます。

具体的には、この三十万人雇用開発プログラムは三つの大きな柱から成つておるわけでございます。それぞれについて見ますと、まず第一に、円滑な産業間、企業間移動等の促進によりまして労働移動を図るといふこの人員につきましては二万九千名の実績でございます。それから第二に、雇用調整助成金の活用によりまして失業の予防、雇用の維持が図られる、こういった人員が昭和六十三年の四月―十二月平均で約十五万人でござ

ざいます。第三に、地域雇用開発助成金等の活用によりまして雇用機会の開発が図られた人員が約四万九千人ということになっておりまして、これを合計いたしますと、昨年末の時点におきまして約二十七万六千人でございます。三十万人雇用開発プログラムの三十万人に対して、ほぼ大体達成をしているわけでございますが、なお三月末日までの締めを行いますれば恐らく確実に三十万人を突破した開発効果があったという自負をいたしております。

○浜本万三君　そういたしますと、政府の雇用開発プログラムの政策効果というのは総合的にはまずまずというところであったという御報告があったものと受けとめたいと思えます。しかし、非常に景気が回復をしていないで問題のところもあるわけでございます。昨年の秋から昨年の暮れにかけての労働省が発表いたしました各種の指標を見ますと、相変わらず地域間の格差が大きいということがわかります。局長も、答弁の中にございましたように、地域的に言えば北海道九州はまだ問題だということが述べられたと思えます。

私の出身であります広島県をとってみても、六十三年の一月の県平均の有効求人倍率を見ますと〇・八七でございますから、これは全国並みの水準に回復しておると、かように理解をしておりますが、特定雇用開発促進地域では〇・五六と少しやっぱり倍率は少ないように思えます。中でも、尾道職業安定所管内では〇・四四、因島に至りましては日立造船が引き揚げたという関係がございまして〇・二五という状況でありまして、非常に問題があると思うわけでございます。

また、一部の報道によりまして、製造業は雇用調整をやり過ぎたのではないか、こういう報道もあるようでございます。したがって、きめ細かく現在の雇用情勢を検討いたしますと、まだまだ業種が許されない状況ではないか、かように思うわけでございます。したがって、労働省とさせていただきます。今後早急に地域間の格差が是正されるように政策を行っていただきたいと思うのでござい

ますが、その見直しはどのようにお考えになっておるか説明をいただきたいと思えます。

○政府委員(岡部晃三君)　先生御指摘のとおり、地域間格差の解消、地域対策というのは今後の行政の一つの大きな柱であると思っております。このため、地域雇用開発等促進法に基づきまして失業情勢の厳しい地域を雇用開発促進地域に指定をいたしまして、地域雇用開発助成金をとこといたしまして地域開発に努めてまいりたいというふうな考えをしております。

先生ただいまお述べになりました広島島の状況でございますが、特に呉、尾道、因島というような造船、鉄鋼等の不況業種に依存しております地域につきましましては、特に私も重点を置いて施策を講じなければならぬと考えております。これにつきましましては法律によりまして、特定雇用開発促進地域に指定をいたしまして、助成金の支給期間の優遇等を講じまして雇用開発の一層の促進に努めてまいることとしておるわけでござい

ます。そのほか、特定求職者雇用開発助成金の活用あるいは雇用調整助成金の活用はもとよりのことでございますが、さまざまな手だてを講じまして失業の予防、再就職の促進ということでこれらの地域につきましましてはさらに私も力を注いでまいりたいというふうな考えをしております。

○浜本万三君　労働省はそういうミスマッチを解消するために中長期的な雇用対策の検討に着手しておる、新しい法律も出しておると、こういうお話がございました。私が思いますのは、今までもやりになりました労働省の政策としては、例えば賃金補助によつて一定期間雇用をつなぎとめるとかあるいは職業訓練等によりまして新しい技術を習得させるとか、そういう政策効果というものは若干上がつておることは私としてはこれを認めることにならぬと思えます。しかし、これからの事情を考へますと、サービスの経済化でありますとかあるいは急速な技術の進展の中で大規模な経済構造調整が進められておるわけでございまして、労働力需要だけでなしに労働力の供給側に対する

弾力的な対応が非常に難しくなっておるのではないか、かように思うわけであります。例えば、家族のある中高年労働者が新しい技術を習得すると申しましたもこれはなかなか容易なことでもございませぬし、また、そういう方々が新しい地域に転勤をするに申しましても、家族ともども引き揚げて新しい職場に転勤をするということもなかなか難しい事情があるんじゃないか、かように思うわけでござい

ます。そこで、考え方を考えたらどうかという気持ちがあるわけであります。それは今までの政策を全部やらかえなさいという意味じゃありませんで、次のようなことについて発想の転換をしたらどうかということをお考えを思っております。つまり、仕事のあるところへ人を移動させるということよりも、人のいるところへ仕事を創造する、仕事をつくるというような形での発想転換も若干ませ合わせながら雇用政策を進めることが必要ではないか、かように思いますが、その点についての考え方を説明してまいりたいと思えます。

○国務大臣(中村太郎君)　雇用対策につきましましては、産業構造の転換、構造的な変化が進展する中におきましては失業の予防、雇用の維持といった施策はもとより大事でございますけれども、今おっしゃられましたような一歩進んで雇用機会の不足する地域に積極的に雇用開発をする、そのためには、仰せになりましたような産業政策の課題ではありますけれども、私どもとしましては関係当局と十分な連携をとりながら推し進めてまいりたいと考えております。

労働省としましては、こうした背景の中で、やはり地域雇用開発等促進法に基づき、現在地域における雇用開発を積極的に推進しておるわけでございまして、昭和六十三年度におきましては、さらに先ほど申し上げましたような産業・地域・高齢者雇用プロジェクト、これにおきまして高齢者の雇用機会の拡大を促進するため新たな助成制度を創設することといたしておるわけでござい

ます。なお、現在第六次の雇用対策基本計画の策定事業を進めておるところでございまして、こうした問題も含め、おっしゃられたような御意見を踏まえながらさまざまな角度から十分に検討してまいりたいと考えております。

○浜本万三君　景気の回復に伴いまして、これまで重要な政策として実施をされておりました例えれば特定不況業種雇用安定法の不況指定業種というものが見直しがあるいは行われるのではないだろうかという気がいたします。三十四不況業種が指定をされておりますが、現在の景気動向に照らしてこれらの不況業種の見直しは行おうか行わないのか、行おうとすればどういふ業種が見直しの対象にならうと思っておるか、そういう点につきましまして御説明をいただきたいと思えます。

○政府委員(岡部晃三君)　現行の特定不況業種法は、本年六月末で期限が切れるわけでござい

ます。しかしながら、その存続の必要性から、その延長と内容の改善を図るための改正法案を現在国会に提出を申し上げているところでござい

りますが、私の方で例示をいたしますと、例えば鉄鋼製造業、鋼管製造業、鉄鋼関係というのはい体どうなるのかということです。例えば、そういう業種につきましてはどういふことになっていくかということ、御承知のように雇用調整をおこなうわけですね。例えば、鉄鋼の業種から自動車産業に對しては、現行制度では派遣した労働者の賃金の半分はその派遣元が持ちまして、それに対する国の助成がある、こういうことになっておると思いますが、今度新しい法律によりまして、今、国会に出されております特定不況業種雇用安定法によりまして、今度は派遣先の事業主に對しては、も負担分の賃金の何割かが助成される、こういうことになっておるので大変いい政策だ、こう思っておるわけなのでございます。例えば、鉄鋼業が好況になったとはいいなからみずからの労働者を他に派遣をいたしまして雇用調整をしてそして経営を管んでおるといふ事情があるわけなんです、そういう鉄鋼業等に對してはどのようなお考えでございましょうか。

○政府委員(岡部三君) 鉄鋼業等の業種指定に關しましては、何分先のことでございますので、今ここでどういふことになるであろうと見通しを述べることには、困難なわけでございますが、一般的な状況からいいますと、鉄鋼業等の最近の景気回復というものをどのように判断をすべきであろうかというふうな観点、それから今回の改正の中で特に新たな制度をいたしまして個別事業所ごとにこの指定を行う制度もございまして、その活用をどのように図っていくべきかどうかというもう一つの点もございまして、

したが、いま、現在のところ何ともこれは先のこととして申し上げることはできないわけでございますが、いざにいたしまして、実態を十分に調査、把握いたしまして、法の趣旨に沿って検討を進めてまいりたいと思っております。

○浜本万三君 この問題について最後に大臣に希望するわけなんです、今申しましたように経営が非常に不振だったもので、したがって雇用しておいた労働者を他の企業に派遣をいたしましてスリムな状態に現在の状況にきておるわけなんです。労働者を引き取る状況でもないという事情でございまして、局長の答弁ではいろいろ問題を考えて見直しについては最終的に決定したいんだ、こういうお話でございますので、事情はやはりよく検討いただきましてできるだけ救済するような方向でひとつ御決定をいただきたい、かように思いますが、お考えを伺いたいと思っております。

○国務大臣(中村太郎君) 今局長から大体お話を申し上げたわけでございますけれども、当然のことながら私も同様に思っています。本来的に言えば、政令によって定められた特定不況業種が生産が拡大をいたしました好況にあるという状況におきましてはなかなか指定がたいというところがございますけれども、ただ一時期をとりまして直ちにそうするということでは、局長から内容につきましてお話がありましたように、各業種の実情というものをあらゆる角度から綿密に十分調査をいたしまして、その実態の上から立つて方向としてはお説のような方向でこれから見直しをまいりたいというふうな考えでございます。

○浜本万三君 次は、労働時間の短縮問題についてお尋ねをいたしたいと思います。これも先般大臣の所信表明の中で特に気を使っておられることがわかるわけなのでございまして、労働条件の向上と福祉の増進のために週休二日制の普及とそれから改正基準法の円滑な執行に努めたい、こう述べられておるわけなのでございまして、そこで、改正労基法がことしの四月一日から施行されるわけでございますので、この問題についての新しい大臣としての基本的なお考えを承つておきたいと思っております。

望するわけなんです、今申しましたように経営が非常に不振だったもので、したがって雇用しておいた労働者を他の企業に派遣をいたしましてスリムな状態に現在の状況にきておるわけなんです。労働者を引き取る状況でもないという事情でございまして、局長の答弁ではいろいろ問題を考えて見直しについては最終的に決定したいんだ、こういうお話でございますので、事情はやはりよく検討いただきましてできるだけ救済するような方向でひとつ御決定をいただきたい、かように思いますが、お考えを伺いたいと思っております。

一般の第九回国会における改正法案の審議の中で一九九〇年代前半にできるだけ速やかに移行できるように最大限努力するという御答弁をいたされた。また一九九三年は努力目標の一つになる。この御答弁を中曾根総理からいたされておるわけでございます。そこで、移行時期についての中村労働大臣の基本的なお考え方を承つておきたいと思つておられます。

○国務大臣(中村太郎君) 週四十時間労働制につきましては、可及的速やかに到達することとしまして、これに向けて法定労働時間を段階的に短縮することといたしておるわけでございます。改正法施行後に三年を目途に週四十四時間労働制としまして、おっしゃられましたような一九九〇年代前半までにはできる限り速やかに週四十時間労働制に移行できるように努力をいたさなければならぬと思つておられます。

九三年というお話がございましたけれども、前半ということになりますと、大方その辺ではないかなという感触でございます。九三年というふうな明確に決めておるわけはございませんけれども、そういう方向で努力することにはいたしております。

なお、現在、新たな労働時間短縮計画の策定につきましては、中央労働基準審議会労働時間部会に検討をお願いをいたしております。労働省としましては、この新しい計画に基づきまして今後とも労働時間対策を計画的に進めてまいりたい、こういう所存であります。

○浜本万三君 せっかくそういう傾向にありまうのに、実際の日本の労働者の労働時間が延びておるといふ現実があるわけなんです。私はまことに残念

だというふうな思つておるわけでございますが、六十二年の毎月勤労統計調査によりますと、六十二年における労働者一人平均の年間総労働時間は前年よりも九時間延びまして二千百一十一時間になったと報告されておられます。これはまさに労働時間短縮に逆行する資料だと思つておるわけでございます。

その理由はいろいろあるんでしようが、一口に言えば景気がよくなったことが労働時間短縮に逆行する結果が出ておるといふやゆゆの報道もありません。景気がよくなった時間延びておるといふことはまことに残念だと思つておるわけでございます。

日本の労働時間というのは、前々から言われておりますように、アメリカやイギリスに比べると約二百時間、西ドイツやフランスよりも五百時間も長いというふうな事象でございまして、それが国際摩擦の要因にもなつておるし、まさに放置できない状態ではないか、かように思つておられます。したがって、早急に解決をしなければならぬのですが、とりあえず六十二年の労働時間が前年よりも長くなりました点について労働省としてはどう受けとめておられるか、また今後の見直しについてお考えがあれば承りたいと思つておられます。

○政府委員(野見山眞之君) 六十二年におきまして年間の総労働時間がふえましたことはただいま先生の御指摘のとおりでございます。その中で主として所定外労働時間がふえたということにつきましては、御指摘のように景気回復に伴いまして所定外労働時間が増加したことが大きな理由ではなからうかというふうな判断をいたしております。また、所定内労働時間も若干の増加をいたしておりますけれども、これは前年、すなわち六十一年に操作時間を短縮しておいた事業所がございまして、これが六十二年に入りまして減つてきたということである。所定内労働時間の増加にも影響しているのではないかと、いわゆる週休二日制など制度面で

の後退はなかつたのではないだろうかというふう
に思っております。

しかしながら、今後の見通しにつきましては、
改正労働基準法の施行によりましてさらに週休二
日制の促進に努めますほか、時間短縮の大きな柱
にしております恒常的な残業時間を減らしていく
というための指導その他に努めることによりまし
て、今後景気の安定的な推移の中で労働時間の短
縮をさらに進めてまいりたいと考えております。

○浜本万三君 今度、大臣に伺うんですが、その
内容は完全週休二日制の企業別格差是正問題につ
いてでございます。

労働時間について諸外国と比較いたしました格
差が出る要因としてこれまで言われておることは
三つあると思います。一つは完全週休二日制の普
及率が悪いということ、それから年次有給休暇の
消化率が悪いということ、三番目は残業時間が非
常に長いということ、そういう問題が挙げられて
おるわけでございます。したがって、政策的には
諸外国との格差をそれらの問題を一つ一つ解決し
ながら縮めていくような効果的な施策の展開が求
められておると思うんでございます。

翻って、日本の完全週休二日制につきまして労
働省の資料を調べてみますと、全企業におきまし
ては二八・二％が実施されておるようでございま
すが、これは外国に比べると非常に普及率が悪い
ということになります。ところが、企業規模格差
を見ますと非常に大きいということがわかるわけ
です。例えば千人以上の大企業は五〇・六％既に
実施されておる、それに対して中小企業は一
五・六％、小企業の場合にはわずか三・五％とい
う状態になっておると思えます。この格差を解消
いたしまして週休二日制の実施を拡大しない限り
全産業規模の効果も上がりませんし諸外国との格
差も縮まらない、かように思います。

したがって、この格差是正について労働大臣は
どのような決意で取り組んでいただけるのかお考
えを承りたいと思えます。

○国務大臣(中村太郎君) 我が国の労働時間が欧

米各国よりも二百時間ないし五百時間も長いとい
うのは実態でございますし、その原因につきまし
ては今お話がありましたことであると承知をいた
しております。何といひまして週休二日制の普
及状況の違いが根元から違つておるということが
大きな原因であるというふうにお思つておるわけ
でございます。何といひまして、この中小零細企
業の週休二日制のおくれというものを回復しなけ
ればならないというふうにお考えおるわけござ
います。このため、労働省としまして中小零細
企業に対しましてはこれを集団としてとらえまし
て、その集団を対象にこれから啓発、指導、特に
時間短縮のための指導員というふうな制度を設け
ましてこれに積極的に取り組んでまいると同時
に、労使の双方の真剣な取り組みが行われるよう
な援助促進をしてまいりたいと思つておるわけ
でございます。

それから、中小企業に波及効果の大きい例えば
公務員の週休二日制の問題とか金融機関の週休二
日制を推進することによりまして規模間の格差の
是正に努めてまいる所存でございます。

○浜本万三君 今大臣がおっしゃられましたよう
に、国民の合意がそこに形成されつつある中でま
ことに残念な発言が報道されておまして、私も
けしからぬことだと、かように思つておるわけ
です。つまり、最近銀行や証券や保険会社、郵便局
など官民の金融機関が、来年、六十四年の二月か
ら完全週休二日制へ移行する方針を明らかにされ
たわけでありまして、これは非常に私としても喜
ばしいことだと思つております。

そういう中で、六十三年三月十七日付の報道に
よりますと、石川六郎さんという日本商工会議所
会頭が定例の記者会見で「中小企業にとって土曜
日も大事な(営業)日だ。国のサービス機関が率
先して週休二日にするには、いろいろ問題が
ある」という発言をされております。これは結局、
郵便局の週休二日制に不満の意を表明されたこ
とになるのではないかと、かように思います。経
営側のトップの人がそういう発言をいたします

と、大臣の期待されておるような波及効果とい
うのがなかなか企業全体に及ばないと、かように思
います。こういう発言につきましてひとつ中村芳
働大臣の率直な感想をお聞かせいただきたいと思
います。

○国務大臣(中村太郎君) 金融機関の完全な週休
二日制につきましては、一面サービスの低下が生
じないか、その場合中小零細企業に何らかの影響
を与えないかということが懸念されているという
ことは私も承知をいたしておるわけございま
す。こうした懸念に対しまして各金融機関にお
きましては、完全週休二日制を実施するに当たつ
てCDの設置とかあるいは夜間金庫の整備などに
よりましてサービスの低下は極力避けていきたい
という意向を表明しております。また労働省と
しましてそういう方向でのこれから指導を行つ
てまいりたいと思つております。

金融機関の完全週休二日制の導入というのは、
そこで働く人の、つまり勤労者の福祉の向上はも
とよりでございますけれども、中小企業における
週休二日制推進に向かつての波及効果といひま
す。どうか、一つの先導役といひましようか、そうい
うことが極めて大きな意義を持つてございま
すので、円滑にできるよう今後とも関係機関や関
係省庁と協力しながら適切な対処をしてまいりた
いというふうに考えます。

○浜本万三君 先ほども例として申しましたよう
に、経営のトップがいちやもんをつけるという状
態ではなかなか難しい事情であるわけなんでござ
います。やはり完全週休二日制の普及に一段と
弾みをつけるためには率先して金融機関の完全週
休二日制を実施すると公務員の土曜開庁方式に
よる完全週休二日制を早く実現するとかいうよう
な積極的な施策をとることが必要であると思いま
す。そのためにはどうしても労働大臣に積極的に
発言をしていただき行動していただかないと完全
週休二日制というものは全体に普及しないんじや
ないかというふうに思いますので、そういう意味
での積極的なひとつ御活動をしていただきますよ

うに、これは要望をしておきたいと思つて

それから次の問題は、週休二日制の普及と年休
取得環境の整備の関連につきましてお尋ねをする
わけなんでございますが、今後完全週休二日制を
一層普及させていく中で逆に年休そのものの取得
ができないようになるのではないかと懸念も
あるわけでございます。そこで、年休が完全に
されるような環境整備が必要になってくると思いま
す。完全週休制を導入した上で年休も二十日間は
つきりと取得していただくための方策をそういう意味
では早急に確立していただく必要があると思いま
す。先般の労働基準法改正のときにも年休の計画
的付与ということが述べられ、労働省はこれを適
切に指導するという御答弁でございました。この
点をあわせて、年休に対する労働大臣のお考
えを明らかにしていただきたいと思つて

○国務大臣(中村太郎君) お説のように、週休二
日制の普及と年次有給休暇の取得促進というもの
は我が国の労働時間短縮に向けての極めて基本的
な重要事項であると承知をいたしておるわけで
ございます。年次有給休暇の取得促進につきま
しては、まず労使協定によりまする計画的付与、この
ことによりまして例えばゴールデンウィークのと
きあるいは夏季等におきます連続休暇の定着、
年次有給休暇の不利な取り扱いは是正等、その
環境整備に当然努めてまいらなければいけない、
大きな決意のもとに推進するつもりであります。

○浜本万三君 今申しましたことでもう一回も
へ返つてお尋ねするんですが、昭和六十二年五月
の経済審議会の建議によりますと、西暦二〇〇〇
年に向けてできるだけ早期に年間総労働時間を千
八百時間程度、その中身は例えば完全週休二日制
の実施、有給休暇二十日の完全消化などを目標す
ることが必要であると提言をされております。
そこで、年休の取得率を引き上げていく必要が
あるわけでございますが、年休の取得状況を労働
省の統計で調べてみますと、五十五年の取得率が
六一・一％、六十年が五二・〇％、六十一年になりま
すとさらに下がらして五〇・〇％と年々下がつておるよ

うな状況でございます。その原因は一体どこにあるのかということをお聞きなさいやならぬと思うわけでございます。私の考え方では、先ほど申しました週休二日制の拡大傾向との関係があると同時に、もう一つは企業の人事考課に対する影響もあるのではないかと、かように思うわけでございますが、その点についての御見解を伺いたいと思っております。

○政府委員(野見山眞之君) 最近におきまして年次有給休暇の取得率が低下傾向にございまして、六十一年が五〇・三％という状況になっておりまして、その理由につきましては世論調査等を見ますと、周囲への気兼ねあるいは病気などのために、不時のために休暇をとっておくというように、あるいは職場の雰囲気として取りにくいということなどを挙げる人たちが多くなっているわけでございますが、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、年休を取得することに對して不利益な取り扱いはなされる、すなわち皆勤手当が出ないとかその他人事上にも差が出てくるというようなこととあれば、これは本来の年次有給休暇の趣旨に反することになるわけでございますので、先ほど申し上げましたような不利益取り扱いは是正など環境整備によりましてこれら年休取得の促進を図られるんじゃないだろうかというふうな考えでおります。ほか、週休二日制が進んでくると年休の取得率が下がってくるという考え方も一部にございまして、外国等では完全週休二日制が普及する中でまた年次有給休暇もバカンスその他でほぼ完全に近い形で取られておることとございまして、要は年次有給休暇を十分に消化することが重要ではないだろうかという観点からさらさらに必要な指導、援助等に努めてまいりたいと思っております。

○浜本万三君 最近、労働組合の組織率が下がりました二八％台になったとかいう話もございまして、また、企業が小さくなればなるほど労働組

合の組織率が少ないという状態でございまして、今申しましたように人事考課を恐れて休めない、こういう事情があつてはいけないので、御答弁のように積極的に指導をしてもらうように要望をしておきたいと思っております。

中小企業の問題について、国の助成措置が必要なのではないかということで次の御質問をいたしたいと思っております。

労働時間の短縮を推進していく中で、中小企業は非常に大きな問題に直面することは間違いない、こう思います。中小企業では、従業員の福祉より企業の利益を優先させるという立場の方が非常に多いのが実態であります。休みを多くすることはコストアップにつながるというので、できるだけ労働時間の短縮や休暇を付与しないという問題もあるわけでございます。また、週休二日制の進め方を労使にゆだねておきまして、先ほど申したように労働組合の組織がないという企業が多いわけでございまして、なかなか事が進まないような状況にもなるのではないかと考えます。したがって、中小企業における完全週休二日制を普及させるためにはある程度の国の助成措置が必要なのではないかと思っております。このことは当時多くの新聞に投書も出ておりますし、また世論としても若干そういう空気が向う上しつづつあると思っております。

どういふ国の助成措置かといえ、税制上の優遇措置でありますとかあるいは労働省が今行つておられます雇用保険四事業の中で時短の助成金制度を創設するとかいふようなことでできるだけの目的を達成するようにしたらどうかというのが私の考え方でございますが、それに対してはいかようなお考え方をお尋ねをいたしたいと思っております。

○政府委員(野見山眞之君) 中小企業におきまして労働時間短縮の困難性にかんがみ、先ほど先生のお話のような税制面あるいは助成金等による促進策を考えてはどうかという御意見がいろいろあることは十分承知いたしておりますが、基本的には

労働時間短縮は大企業であろうと中小企業であろうとも労使の自主的努力、あるいは特に中小企業におきましては中小企業事業主が時間短縮によって企業の近代化あるいは人材確保等に寄与していくというメリットに着目をしていただくということが重要でなからうかと考えているところでございますが、これらの助成制度の御提案につきまして、時間短縮を助成金を支給することを中心に進めることが適当なかどうか、あるいは法定労働時間を四十六時間あるいは四十時間に向けて短縮していくという法律的な最低基準を守つていただくという観点に立つて、国が助成をするということとは両立するのかどうかという問題が考えられます。ほか、これらの助成金の支給というのが時間短縮に本当に効果があるのかどうかという点もまた種々検討を要する点があるかどうかというふうな思つておりました。直ちにこれを導入するということには問題があるというふうな思つておりました。

私どもといたしましては、六十三年度から新たに専門の指導員を配置してこれら中小零細企業に對する指導、援助、こういったソフト面の対策によつて短縮に取り組みやすい条件、環境づくりを努めるということを中心に進めてまいりたいと思つておりました。

○浜本万三君 次は、長時間労働の背景の一つになつております時間外労働の規制の問題についてお尋ねするわけなんです、時間外労働の規制につきましては、さきの改正基準法の審議の中で、当六十三年度には時間外労働協定に関する実態調査を行うとともに、これに基づき労使が締結する時間外労働協定の指針に年間の時間外労働時間の目安を加える等その見直しを行い、引き続き有効な規制方法について検討する、そういう方針が明らかにされたわけでございます。

そこで、その実態調査を行い、これに基づく指針の見直しは早急に行つて、六十三年度中に新しい指針を明らかにすべきではないか、かように考えますが、いかがでございますでしょうか。

また、年間時間の目安といたしましては、現状を踏襲するという方法でなく、少なくとも現在の非工業的職業の女子労働者の労働時間百五十時間以内におさめるべきだ、かように私は思うわけでございます。この点につきましては第九国会におきまして我が党の千葉議員から質問をいたしまして、平賀労働基準局長が次のような答弁をされておりました。「新前川レポートでは、二年間の総労働時間千八百時間程度実現の場合に、所定外の時間は年間百五十時間程度と想定をしておると承知しております。」、「こういうふうな御答弁があるわけでございまして、したがって、時間外労働時間の規制については労働大臣の所見を伺いたいと思つております。」

○政府委員(野見山眞之君) 指針の見直しにつきましては、先生の御指摘のとおり六十三年度中に時間外労働に関する実態調査を行ひまして、この結果を踏まえまして、中央労働基準審議会にお諮りした上で六十四年四月実施を目途に見直しを進めたいと思つておりました。

その場合、年間の時間外労働時間の目安につきましては、さきの国会での答弁等も参考にいたしまして、現在の月五十五時間の十二カ月、いわゆる六百時間というふうな単純なものではなくて、時間外労働の業務の繁閑に応じた波を考慮した時間数というものを決めていく必要がある、かように考えておりました。

○浜本万三君 もう一つ、労働時間の長い業種の指導の問題についてお尋ねをするんですが、これは旅客運送業に関するものでございまして、労働時間の短縮は時代の趨勢であるというふうな言われておりますが、自動車運転手の労働時間は全産業中最も長いと言われておるわけですね。道路運送業の場合には二千六百時間を超えておるといふふうな報告をされております。この問題につきまして、労基法改正案の審議をいたしました百九国会では参議院の社労委員会、「自動車運転者の労働時間等の規制に係る問題については、今次法改正と一体のものとして、適切な措置をとる」

ようにという附帯決議がつけられたわけでござい

ます。したがって、自動車運転者の労働時間の改善基準、二七通達というものでございますが、この見直し作業を早急に始めなされるかと思っておりますが、見直し作業の進展状況はどのようなふうになっているのかということ、また有効な規制策について労働大臣はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お示しをいただきたいと思っております。

○国務大臣(中村太郎君) 自動車運転者の労働時間問題は大変重要な問題でございます。従来も指導に当たってきたんですけれども、執務の実態から申し上げて実効が上がっていないというものが本当の姿でないかと思っております。したがって、この際さらに積極的に改善を図る、早急に解決していかないといいふうに考えておるわけでございます。

この時間等の問題につきましては、現在、関係業界の労使代表が参加をいたしました。中央労働基準審議会の中で自動車運転者労働時間問題小委員会を設けて鋭意検討をされておられるさなかでございます。同小委員会の結論が出た時点で、それを踏まえながら適切に対処してまいりたいと思っております。その結果を踏まえて今の規制のあり方などもあわせて検討を進める予定にいたしておるわけでございます。

○浜本万三君 基準法の施行と一体なものでございまして、その点は時期をおくれたいように速やかにひとつ結論を出していただくように要望しておきたいと思っております。

この問題で最後になります。新聞報道によりまして、労働省は、労働時間短縮を積極的に進めるため、労働大臣の私的懇談会として労働時間短縮政策会議を設置する旨明らかにされております。新聞によりまして、ハイレルの人材もつて三月三十日に発足するんだということが報道されておりますから、この会議の設置目的、構成メンバー、活動の内容について決まっておれば伺いたいと思っております。

さらに、労働時間短縮の政策につきましては、どうぞ知恵を出していただくことは大変結構だと

思っています。しかし、それを実行に移していただくということがなければ短縮の効果は上がらぬ、かように思っています。労働大臣に特段の配慮をいただきたいと思っておりますが、あわせて御所見を承りたいと思っております。

○国務大臣(中村太郎君) 労働時間の短縮問題は、単に労働条件の問題だけではなく、国民生活全般にかかわる幅広い問題でありまして、今後労働時間をより一層短縮していくためには、広く国民的なコンセンサスが形成される必要性があるわけでございます。このため、労使のトップを初めとして新たに労働時間短縮政策会議を開催し、幅広い視点から率直な意見交換を行い、労働時間短縮の進め方についてコンセンサスの形成を図っていただきたいと考えておるわけでございます。

なお、労働省としても、来年の春ごろを目途にその結果を提言として取りまとめたいと、よく考えておるわけでございまして、この結果を踏まえて、労働時間の短縮というのは労働行政にとりまして世紀の事業だと私も承知をいたしておるわけでございまして、御指摘のように、提言の中身に沿った積極的な取り組みをしていかなければいけないというふうにお考えおるわけであります。

○浜本万三君 次は、若干五分ほど時間がございまして、春闘問題について簡単にお尋ねをいたしたいと思っております。

大臣が先般の所信の中で「名実共に豊かな勤労者生活を実現することが求められており、私は、そのための労働行政を積極的に推進してまいり存であります。」というふうな述べておられます。そういう意味では労働者の生活条件を引き上げる春闘という問題につきましては非常に強い御関心を持っていらっしゃるのではないかと、春闘も四月上旬、中旬には一応のめどをつける方向で進められております。そういう問題につきましてどう御感想をお持ちいらっしゃるかと

お尋ねをいたしました。時間が参りました。ですから私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(中村太郎君) 勤労者の生活のゆとりある質の向上あるいは福祉の向上という面から眺めても、あるいはまた今内外から要請をされております内需主導による均衡ある経済の発展とこのことに寄与するためにも、経済成長の成果というものを賃金等に配分されまことは極めて好ましいことであるというふうには私どもはかねてから主張をいたしておるわけでございます。ただ、個々具体的な賃金の決定というのは、これはいろんな経済指標があります。けれども、実際の個々の産業、企業の実態というものはやっぱり労使の皆さんが一番よく知っておるはずでございます。そういうことを踏まえながら労使が真剣に話し合つて自主的に決定することが原則でありまして、そういうように私どもはこれからも十分関心を持って見守りたいというふうにお考えおるわけであります。

○浜本万三君 じゃ終わります。

○委員長(関口恵道君) 本調査に対する午前の質疑はこの程度とし、正午まで休憩いたします。

午後零時一分開会

○委員長(関口恵道君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、労働問題に関する調査を議題とし、労働行政の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○渡辺四郎君 ます、私は社会労働委員会初めての質問でもありますが、大変幼稚な点もあると思っておりますが、ひとつ御勘弁を願いたいと思っております。

まず、大臣にお聞きをしたいと思います。労働省の雇用政策研究会の発表もありませんし、七十年には失業率も三%に達する

んではないか、こういう失業の見直しを立てた発表と出されておるわけですか。こういう状況の中で、産業構造の変化を含めてこれから先労働省の果たす役割というのは非常に大事ではないか。そういう点で電が関の各省庁間を見てもみますと、確かに労働省そのものは一般国民あるいは皆様の意見をよく聞いていただいで非常に民主的に運営をされておるといって評価が一般的にあるわけですか。そういう点ではぜひ今後ともそういう方向でひとつ労働行政を進めていただきたいというふうにお考えおるわけですか、役割なんかについては私が今大臣からここで聞きする必要はないと思っております。そういう姿勢でぜひひとつ今後進めていただきたい、冒頭お願いをしておきたいと思っております。

そこで、第一〇国会からずっと連続して続いてまいりましたNTT関係の本院での附帯決議の問題について、これは三年後に廃止をするという方向で検討するというのが附帯決議で決定をされておるわけですが、既に発足してこととして三年経過をいたしました。そういう中で、衆議院段階でこの間、これは通信委員会の中の問題でありまして、第一義的には労働省の御判断を仰がなければいけないということで政府委員の方が阿部委員の質問に対してそういう回答をなさっておるわけですか。私は、労働省そのものが法案をつくって提案をされる担当の省でありますからもちろんこのとおりであろうと思っておりますが、既に三年経過をいたしました。このことについて今の大臣の御所見をひとつ伺いをしたい。

同時に、NTTの労使関係、これについて三年前の審議の段階も坂本労働大臣あるいは中曾根理を含めて大変な実の評価をされておるわけですが、今、現在のNTTの労使間についてどういふふうに大臣は評価をされておるかお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(中村太郎君) NTTにつきましては、民営化後におきましても一度もストライキは行われてはございませんし、またすべて労働間におき

まして円満な中で問題が解決をされておりますし、労使関係全般について安定的に推移しているという判断をいたしておるところであります。

○渡辺四郎君 例えはストライキ問題についても、これも衆議院の通信委員会が参考人として出てまいりましたN.T.T.の朝原参考人が、いわゆる労使関係の協定を結んでおりまして事実上運営としては支障がないんだと。これは電通の労働組合の幹部の皆さんからお聞きをしまして、いわゆる保安対策については民間に移行する前からN.T.T.になる前からそういう協約を結んでストライキ等は打っておったようですから、そういう労使関係等もありましたから、私は、こゝらでひとつ労働省が一步前向きになっていただいで、確かに前向きとは思いますが三月いっばいに、三年間経過をした後議論をするということではなくて、もう三年経過しつつありますから、きょうやつぱりこの時点ぐらいでこういう方向へ持つていきたいんだと、あるいは今国会中にぜひともこの附帯決議については廃止をして、そして二重規制についてはもう必要ないというような前向きの大臣の考え方をいただきたいと思ふんです。

○國務大臣(中村太郎君) N.T.T.の特例調停制度問題につきましては、当時の中曾根総理大臣の委員会における答弁も十分承知をいたしておりますし、また当時の大蔵大臣、今の竹下総理がいろいろ御答弁をなさった中身につきましても十分承知をいたしておるわけでございます。四月で三年たったということでございますから、私も四月以降に本来的には見直しをするというのが建前であらうと思ふわけでございます。それらを踏まえまして今日まで検討を重ねておるわけでございますけれども、本院の附帯決議もありませんのでございまして、御趣旨の線に沿ひましてできるだけ努力してまいりたいと思ふます。

ただ、今国会中と言われましても関係者、あるいはこれは内々の話でございますけれども党内の意見等も集約いたさなければならぬ問題も残っておりますので、それらのことに努力をいたしながら、申し上げましたように精いっぱい努力いたしましてできるだけ早い時期にということと結論を出したいというふうに考えております。

○渡辺四郎君 せひひとつ、私は、もう附則三条を廃止するだけですから別に大した手間は要らぬと思ふんです。大臣の今の前向きの御答弁をひとつ大いに信頼をしてお願ひをしておきたいと思ふます。

じゃ次に、これは私の意見を申し上げておきたいと思ふんですが、今度の国会の中で労働組合法の一部改正案も提案をされておるわけですが、私は、今日まで国労委にしろ中労委にしろ各都道府県段階の地方労働委員会にしろ、それぞれ、特に公労委の皆さんの選任については労働委員会の基本として底を据えてお互いに議論をし、そして推薦を申し上げて、最後にやつぱり任命をしていただいできたという歴史的な経過もありませんし、あれはやはり民主的な運営の根幹ではないかというふうに言われてきたわけですね。そこらの部分が改正をされる問題とか、あるいは今の行政改革で例えば国家公務員にしろ地方公務員にしろ、定数増だつてなかなか認めることは非常に困難。そういう中で、見てみますと公労委の方の二人の常勤制をしくというふうな問題なんかも出ておるようです。これはこれから後、法案の委嘱審議の段階で申し上げてまいりたいと思ふんですが、やつぱりこういう問題についてこそ私は、今冒頭申し上げましたけれども労働省は国民的な評価は非常に高い省庁でありますから、ひとつこういう点についてはもう少し慎重に、そして多くの意見を聞きながらまとめていくような方向でやつていただきたい。これは意見としてきょうは申し上げておきたいと思ふます。

きょう私は労働者災害補償保険法を中心にお尋ねをしておきたいというふうな思つております。今、労災あるいは職業病の発生というのは生産過程では避けることのできないものとされて、労働者の基本的な権利であります生命と身体そして健康が常に犠牲にさらされておるといふのが現状であり、その中で生産性向上を果たして日本の企業は世界一のものになつてきたんではないか。そういう中で一たん労働者が被災をいたしますとあるいは病氣にかかりますと、被災者本人はもちろん、家族ともども生活そのものが根底から破壊をされる。今から申し上げますが、私は、非常に悲惨な状態に置かれておる労働災害の一級認定を受けておる方の問題についてひとついろいろと過去の経過を含めてお尋ねしてみたいと思ふんです。

それで、事の起こりは非常にこれは古い話でありまして、社労の先生方あるいは大臣も御本人からお手紙をもらったかもしれないけれども、昭和三十三年に、この方は朝日新聞の記者で、取材途中にトラックにはねられましてそして重傷を負われました。その後ずつと一級の認定を受けられ、本当に全く不自由な体で奥さんの全面的な介護のもとに生活をなさつておる方で、私は当選後何十通という実話と呼びたいんですか訴えたいんですか非常に悲壮な状況での手紙をたくさんもらいました。是非でもこういう方たちのためにもということでは是非もこういふ方たちのためにも今日まで労災保険を除いた各種の共済なりあるいは福祉関係、直接関係ありませんが例えば国民健康保険なんかは、医療費の増高によりまして例えば福岡市でもこととして七年連続実額は値上げがされるわけですが、そういう中で労災保険料率について私は大体七年間ぐらひ引き上げがされてないんじゃないかというお話を聞いております。こんなに医療費もふえておられますしあるいは被災者もたくさんふえておるわけですが、いつごろ引き上げが行われたのかあるいは近々そういう労災保険料率の引き上げがあつたのか、ひとつお聞かせを願ひたいと思ふんです。

○政府委員(野見山眞之君) 労災保険の保険料率につきましては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律におきまして、過去三カ年の業務災害及び通勤災害に係る災害率、労働福祉事業として行

う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して定めることになつておるわけでございますが、これに基づきまして保険料率は三年ごとに見直しを行つておるところでございます。ただいま申し上げましたような事情を考慮して改定の必要な業種につきましてはその必要に応じまして労災保険料率の改定を行つておるところでございます。この事業の種類区分は五十三になつておりましたけれども、最近の料率の改正につきましては、六十二年、一昨年の四月に木材伐出業ほか漁業、鉱業、建設事業の一部等を含めて十四業種についての引き上げを行つておるところでございます。

○渡辺四郎君 確かに、部分的な業種については一定程度上がつておるといふふうに見ておりますが、では現在の労働災害の発生件数、その中で特に重度障害、いわゆる一級から三級の認定を受けた障害者の数は大体どのくらいなのか、四、五年分ぐらひで結構ですけれども、お知らせ願ひたいと思ふます。

と申しますのは、ここに私幾つかの資料を持っております。これは本年の一月二十九日に労働省の労働基準局安全衛生部計画課が発表された内容ですけれども、これによりまして、確かに労働災害そのものは全体的には努力によつて減少しつつある。がしかし、死者の数はいまなお年間八十一万人に達しており、約二千三百名のとうとい命が失われております。これは特に中小規模の事業所に多いんだ、こういうことが報告として挙がっておるわけですね。

そして、私は、これはフクニチ新聞のコピーですけれども、「ピーポー」というこれにも、福岡市の消防署の救急出動の件数が前年よりも五十四件実数はふえて、その中で一番多いのがやつぱり労働災害の現場であつた。特に、建築現場等の災害が非常に発生率が高くなつてきた。それで労働災害だけを見ても、前年度に比較して二〇%もアップをした。消防の救急出動の件数から見てもそういう状況だといふふうな載つておるま

大臣もやっぱり御答弁なさって、多賀谷委員のおっしゃるお気持ちもよくわかるので懇談会に十分その意見を反映させて議論をさせていただきたいというふうな思っております。このときに多賀谷委員はかなり労働省に対して、いわゆる姿勢そのものは後退をしておるんじゃないかと。いわゆる大気汚染による公害補償関係の問題が二月いっぱいにならなかったわけですが、発生源の企業責任による非常にすぐれた補償の制度ができたというわけが、それに労災そのものも後からついてきたんじゃないか、労働省は怠慢じゃないかというように指摘までして、そういうやりとりの中で今言ったような御見解も大臣から出ておるわけです。この被災者の方もそういう議事録を実はすべて読まれているわけですか。ところが、いつまでたっても結論が出ないというふうなことで、どうしても死に切れないんだという言い方をなさるわけですか。

それで、私もことしの二月五日の日に御本人の自宅に行きました。そのときにお聞きをしましたら、新潟大学のあの桑原教授も、社会保障法学会におられます桑原先生も自宅までお見えになって御本人とお会いしておるわけです。そういう点から見て、確かに今労働省の方が言いましたが、さつき私が言いましたように結局七不思議の一つではないのか。医療費がこんなにどんどんどんどん上がって、そして被災者そのものも非常に高齢化してきておるわけでしょう。労災保険そのものの財政もかなり私は厳しいんじゃないかという気がしますが、保険料率は余り上がっていない。話に聞けば、日経連からの抵抗が強いんだという話も聞きますよ。しかし、労働省としては、これは日経連にお願いをしてでも保険料率を上げていただいてやっぱ被災者の救済に当たるべきじゃないかと私は思うんです。大臣、そこらについてひとつお考え方をお聞かせいただきたい。

○政府委員(野見山眞之君) 今過去の経緯にもお触れになりましたので、その辺をちょっと繰り返してまいりますけれども申し上げますと、これらの

政府委員の答弁あるいは元大臣の御答弁等の中で検討させていただきたいというお話等につきましては、先ほど申し上げました基本問題懇談会あるいは審議会等におきまして当面改善すべき措置等の中で検討をいたしたわけでございますが、その際の検討の経緯は、先ほど申し上げましたような制度の趣旨等においてとり得ないということ、その他改善すべき措置につきまして所要の制度改正、法律改正をさせていただいたというように経緯になっているわけでございます。

さらに今お話しのような医療費増高の問題等もございませぬけれども、労災補償におきましては賃金の一定額ということで、総額自体が減少しているわけではなくて全体としてはふえておりますけれども、災害の状況等によりまして収支を図ってきているという中で保険料率が設定されてきているということでございます。先ほど来申し上げましたように業種によっては引き上げられているもの等がございまして、制度の健全な運営につきましても引き続き堅持をしているところでございませぬ。

○渡辺四郎君 じゃ、ちょっと視点を交えてお尋ねします。私が知った範囲内ですが、労働省が労災年金福祉協会かどちらか存じませんが、昭和四十六年と五十年に労災重度障害者の一級から三級までの方々の配偶者の方を対象にいわゆる介護の実態あるいは生活の実態等を中心にしたアンケート調査をなさった。その結果を発表されて、八五%程度の配偶者の皆さんが三年から九年間ぐらい介護に専念しておるという大変な実態が明らかになった。これは小冊子で公表したというふうにお聞きをしておりますが、そういう事実がありましたか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 婦人局では、毎年、勤労者家族のさまざまな側面を調査しようというところで年々やっております。先ほど申し上げたように、先生御指摘のような調査もいたしております。

○渡辺四郎君 これは小冊子で公表したわけですが、これは三年に一回の調査じゃないですか。
○政府委員(佐藤ギン子君) 調査は労災につきましては毎年やっております。先ほど申し上げたように、勤労者家族の調査というのは毎年やっております。たまたま労災家族についての調査で今御指摘のようなものがあつたということでございます。
○渡辺四郎君 その後、調査をしたことはありますせんか。
○政府委員(佐藤ギン子君) 労災家族につきましては五十年までいたしております。

○渡辺四郎君 この調査の結果が余りにもひどい状態にある、いわゆる配偶者の皆さんを含めてですね、そういうことでやめたんじゃないかという言い方がありますが、なぜその後やめたのか。
○政府委員(佐藤ギン子君) 先ほど申し上げましたように、婦人局は勤労者家族全般の問題を所掌いたしておりますので、毎年できる限り予算の許す範囲におきまして勤労者家族のさまざまな側面を調査しているわけでございます。

○渡辺四郎君 労災家族につきましても何度か調査をいたしまして先生御指摘のような実態というものもわかってきたわけですが、私どももいたしましては、勤労者家族の問題というのはそれだけではなくて、別の面でも実態を把握したいということがございまして、五十一年以降は勤労者の家庭の主婦の生活ですとかあるいは主婦の就業実態、それから老親の扶養とかさまざまな難しい問題を抱えております家庭がございまして、そういったものも含めまして、労災だけではなくてさまざまな面からの調査をしているということでございます。

○渡辺四郎君 婦人局の方はそうだろうと思うんですね。それじゃ、六十二年の十一月に労災年金福祉協会が、これは財団法人です。これは労働省の外郭団体でしょう。この手によって「労災障害(補償)年金受給者各位」ということで「労災障害(補償)年金受給者の生活実態調査についてお願い」

というのを実施をされておりますね。これは労働省の方から依頼をされて調査をされておるのか、あるいは福祉協会の方が自発的にされておるのか、そこらをお聞きしたいと思います。
○説明員(岡山茂君) 御説明申し上げます。先ほど婦人局長の方からお話ございましたのは婦人局の立場で特に労災被災者の配偶者の方々の生活実態等を調査をされたわけでございますが、その後は私どもの方の立場で労災年金の受給者あるいはその家族についての生活実態を把握する必要があるということをお考えまして、その後は婦人局にお願いとすることを考えて、私どもの方が労災年金福祉協会に委託をいたしまして五十三年度に実施をいたしました。また、五十七年からは毎年その対象をローテーションをいたしまして変えながら、その生活の実態を調査をしております。

○渡辺四郎君 その結果について公表されたことがありますか。
○説明員(岡山茂君) ただいまお話し申し上げました生活実態調査につきましては、私どもは行政の参考にしていただくことで調査をいたしたわけでございます。最初から特別に公表をするということをやっておりますので特別の新聞発表とかあるいは報告書にまとめて出版するとかそういったことはやらないわけでございますが、それは内部的に例えば労災保険審議会に審議の際の御参考にお出しするとかいったような形で使っておるわけでございます。したがって、特に秘密にしておるわけでもございませんので、お問い合わせなどがあればその調査内容はお知らせしております。

○渡辺四郎君 そうですか。私が聞いたのは、その調査内容を要求してもなかなかいただけないというところで、秘密にしておるんじゃないかというふうなことで上がってきたものですか。それから、これをお聞きしたわけですか。そうすると、これからおたくの方にお願いをすれば結果についてはいただけるということですね。

○説明員(岡山茂君) 御要望でございますればお知らせすることはできますので、よろしくお願ひします。

○渡辺四郎君 じゃ、昨年の五月八日に日本社会保険法学会の第二十回の春季総会が開かれまして、百五十人以上の方が集まって非常に熱心な討議がされた。ここに私もこの論文を持ってきておりますが、その総会の中で新潟大学の桑原教授の「労災保険法の今日的課題」と題した、重度障害者のさつきから申しております要求二課題の問題についての特別報告が発表された。これは「週刊社会保障」の六十二年十月十二日号でも論評が出ておりましたが、御存じですか。

○政府委員(野見山眞之君) 新潟大学の桑原教授が発表されました「労災保険法の今日的課題」という論文におきましては、介護料の保険給付化、そしてその額を実費相当額とするというような立法論、あるいは業務外で死亡した被災障害者の遺族に対する給付についての立法論、あるいは労災特別介護施設の中間報告についての検討などいろいろなテーマについて論文を発表されておられるということを知りたくしております。

○渡辺四郎君 いま一つは、京都大学の西村助教がいわゆる「労災保険法の現状と課題」という論文の中で、この先生は介護料と遺族年金問題で幾つかの外国の例を取り上げている。例えば西ドイツのRVO六百条ですかあるいは五百八十九条三項、いわゆる遺族年金、介護手当の問題等なんかの立法例なんかも出しながら、ここに私その論文を持っておりまして、提起をされておられることも御存じでしょうか。

○政府委員(野見山眞之君) 西村京都大学助教の「労災保険法の現状と課題」におきましては受給者の高齢化、長期化あるいは重篤化の中での介護料の位置づけの問題、あるいは業務因果関係のない場合の給付の問題、さらに今お話しした西ドイツにおける立法例等について触れておられることを承知いたしております。

○渡辺四郎君 さつき、中ごろだったですけども、

も、労働省の方から被災者その者が亡くなった原因と障害との因果関係がなければ遺族年金は難しんだというお話がありました。この間、私は福岡労働基準局長にもちよつとお会いをしました。青森労働基準局長にもちよつとお会いをしたんです。ところが局長さん方は今一番頭を痛めておる。その因果関係というのは、それぞれ各大学なんか専門医もおられるわけですから、そこら付近で何かはつと診たらわかるようなそういうものをつくっていただいたら非常にいいんだということをお聞かされております。

ここに「脊髄損傷により長期療養中の筋筋梗塞死」と。私が言いたいのは、今、被災者の方が亡くなった後、遺族年金を受けておられるのは全体の一〇%内外ですよ。因果関係がないからということと遺族補償が打ち切られてしまう。一生懸命になって人に頼んで、勉強して、配偶者の方が最初監督署長あてに遺族年金の請求をする、監督署から却下を受ける、そうしますと労働者災害補償審査官に審査の請求をする、ここでも却下をされる、それでもどうしてもということでも再審査請求をした。これは再審査請求で実は認定をしたわけですね。労働基準監督署長が却下をした部分、それから労働者災害補償審査官が却下をした部分を再審査請求で認める。相当の時間もかかるわけですよ。私も公務災害の労働側の参与をしておりますからこの部分については同じようなケースでよく存じ上げておりますが、そういう点から見てやはり因果関係をどうするか、健康であればそういう病気なんかにはならなくて済むはずじゃなかったのかというのが遺族の方たちの御意見なんです。ですから、基準監督署長も言っておりますように、そこらについてはもう因果関係と言わずに、重傷を負われた方というのはやっぱりそのために他の病気を併発するわけですから、そういう部分については専門機関であります。労働者災害基本問題懇談会ですか、その方に行行政の立場からせひひとつ強く私は要望しておきたい

思っています。どうでしょうかね。
○政府委員(野見山眞之君) 重度障害者、なかんずく脊髄損傷等によりまして長期療養をされている被災労働者が亡くなった場合等につきまして労働保険の給付請求がなされた場合には、その被災労働者の死亡が業務に起因したものであるか否かという判断をした上で行うわけでございますが、個々の事案ごとに十分調査いたしまして、必要な場合には専門医の意見を徴するなど慎重に判断をしております。ございまして、今お話しのように適切、迅速に判断をいたすことのために、この点につきましましてはなお検討する余地があるというふうに考えております。

脊髄損傷等によりまして長期間療養を継続した方が併発する疾病などにつきましては、この疾病あるいは影響の重要性にかんがみまして、種々の観点から医学専門家による検討を行うことを予定して、被災労働者の保護に欠けることのないように努めてまいりたいと考えております。

○渡辺四郎君 さつきちよつと申し上げましたけれども、私自身が公務災害の労働側の参与をしておりました。私らみたいな組合をつくっておつてもなおかつ再審査請求まで行くことになりまして、相当なやつぱり日数、年月がかかるわけですよ。被災の被災者の方々というのは中小企業の労働者が非常に多いということ、そういうことを知らないままに泣き寝入りして終わっていくという方だつてたくさんおられるわけですよ。そこらでだれかがかぎつけてあるいは聞きつけてそしてその遺族の方に話をするとどうやうな手だてをしなれば、知らないままに済んでいくというケースがたぶんたくさんあるわけですから、そういうことはもう絶対にならないように私はこれは労働行政の上からひとつぜひお願ひをしておきたいと思つて、そこで、労災保険財政の問題について、私は心

配する必要はないと思つて、三月二十日の朝日新聞で、これは社会保険福祉協会が出した内容ですか、「家族の負担重い在宅介護」、「慢性病では入院治療の二倍」ということが出ておりました。ところが、国家的な見地から見た場合には労働保険財政そのものから見た場合には、病院で治療をなさるよりも奥さんの介護で在宅介護を受けてやつた方が医療費も非常に少なく済むというふうなことでその対比が実は出されておるわけですよ。病院に入った場合、例えばこの方の場合一カ月で六十六万八千円入院費がかかっている、在宅であれば五万八千円ですよ。ところが、在宅であつた患者の負担が、病院に入つておれば二十万七千円と済んだ、ところが自宅におつて在宅介護でやれば三十四万四千円金が必要なんだ、こういうことが出されておるわけですよ。これは医療費全般を厚生省としては何とか抑制をしたいという立場からでしょうか。

そういう点から、私は先ほどから申し上げておりますこの被災者の方から何十通という実は手紙をいただいております。そこで大臣、ここでこの手紙を一通御紹介してみたいと思つて、要約して書いてまいりました。これはちよつと予算案が政府間で議論されておりましたちよつとナッシングホームの建設問題がマスコミに出る時期のころの手紙なんです。この方はさつき言いましたように昭和三十三年の十月に事故に遭いまして、そして一級の認定を受けて現在も不自由な生活を続けておる方なんですけれども、手紙の内容はこう書いてあります。

被災後長い年月の入院治療を受け続けてきたが、当時の医学ではこれ以上症状好転は望めないとして治療認定を受け、在宅療養を勧められたとき、何か不安は残るが、家族と一緒に生活ができることを喜んでいました。しかし、その後二十数年間の在宅療養が続き、妻の介護にすがりきりまで生き続けてきました。この間、幾度となく妻を介護から解放するために入院を

配する必要はないと思つて、三月二十日の朝日新聞で、これは社会保険福祉協会が出した内容ですか、「家族の負担重い在宅介護」、「慢性病では入院治療の二倍」ということが出ておりました。ところが、国家的な見地から見た場合には労働保険財政そのものから見た場合には、病院で治療をなさるよりも奥さんの介護で在宅介護を受けてやつた方が医療費も非常に少なく済むというふうなことでその対比が実は出されておるわけですよ。病院に入った場合、例えばこの方の場合一カ月で六十六万八千円入院費がかかっている、在宅であれば五万八千円ですよ。ところが、在宅であつた患者の負担が、病院に入つておれば二十万七千円と済んだ、ところが自宅におつて在宅介護でやれば三十四万四千円金が必要なんだ、こういうことが出されておるわけですよ。これは医療費全般を厚生省としては何とか抑制をしたいという立場からでしょうか。

考えたけれども、入院すれば家政婦さんをお願
いしなければならぬ。家政婦さんの支払いは
紹介料も含めて二十五万から三十万必要とも聞
く。労災による介護手当は六十二年で三万八
千二百円。不足額を埋めるためには妻が働きに
出て稼ぐ以外にない。しかし、妻の手で月二十
五万から三十万稼げる働き場所もないし、せめ
て介護料を十万円に引き上げてほしい。それ
で、自宅療養を続け、家族と一緒に生活ができ
る喜びを味わってほしい。

その方が言っていますのが、やはり同じような意
見です。自宅で奥さんの介護を受けながらやつた
場合、国家的に見た場合には医療費が要らずに、
全体的にはやはり少なくて済むんじゃないか、そう
いうことも言われております。

また今日まで介護一筋に尽くしてもらった妻
に、私の死後、生活の保障のないことが一番の
心の痛みです。現在、労災被災者の死後、配偶
者に対する遺族年金の受給者は十人に一人ぐら
い。ぜひ働けない私たち労災重度障害者の声を
聞いてください。

これがこの方からの私に対する手紙です。何十
通と持っております。大臣もいただいたと思うん
です。昔労働省の事務次官をしておりまして、今
の福岡の桑原市長にもこの方のお手紙をやりまし
た。恐らく労働省の方にも来ておると思うん
です。

そして、この方と同じ記者の仲間の一人がこう
いう手紙を多くの記者の皆さんに配っておるわけ
です。これもちょっと読んでみたいと思うんで
す。

○君は人間が変わった。人世観も変わらざる
を得ない運命の奇禍に遭遇したからであろう。
彼からの手紙を読み、彼と電話で話をしても、
自分の記憶にある彼ではなく、全く違った印象
を受ける。それは、単に、歳月だけのなせる結
果ではない。これが私の強い第一印象であつ
た。

これは友達の方の手紙です。そして、彼か

仮名タイプでもらった最初の手紙から始まり、
いろいろ事故の状況なんかも書いてあります。そ
して、

当時、六歳と四歳の幼児を抱え、その日より奥
様の全面介護に頼る生活が続き、○君の心情
もさることながら、奥様の心身の苦衷は察する
に余りあるものがある。

○君は、重度障害者の八五%がその妻の介
護に依存をしようというふうになっていて、
特に、本人死亡後の遺族補償と介護専念の人生
を送ってくれた未亡人に対する年金、いわゆる
二つの訴えを何とか我々記者たちの手で広げよ
うではないか。

そして、二課題問題について、遺族年金の問題と
介護手当の問題を書かれておるわけです。

彼が叫び続ける、障害者の立場を理解してもら
いたい一心を買おうとする信念の鬼とも言うべ
きであろう。そして、彼は、二課題の解決の時
間がかけられない自分自身の命の限界をも感じ
取っている。

政治には時として外交辞令の要素が多く、道
徳の感なきにしもあらず。しかし、検討とい
う名の問題先送りだけは避けてほしい。

これは、友達の記者が多くの全国の記者の皆さん
にいわゆる報告ということに訴えておるわけ
です。

こういう点から、この記者の方も行ってお会い
になつておるようですけれども、大臣、私は二つ
の手紙を紹介をしました。確かに審議会の専門機
関があると思うんです。しかし、そこに対して労
働省そのものの姿勢がどう動くかということが私
はやはり非常に大きなウエイトになると思うん
です。ですから、労災による重度障害者の介護に専
念してきた配偶者の方は、本人が亡くなった後は
生活の見通しがないわけですから、これについて
はひとつぜひ大臣も努力をしていただきたい、そ
ういうふうな実現する方向で努力をしていただ
きたいと思っております。最後に大臣の御所見をお伺
したいと思っております。

○国務大臣(中村太郎君) 言われましたことは、
私は十分理解できるという気持ちでございます。

ただ、労災保険基本問題懇談会あるいは労働者
災害補償保険審議会等々の討議の結果にも出てお
りますように、この制度が雇用主の負担によつて
賄われているということ、言うならば保険財政そ
のものの問題である、給付を多くすれば当然労災
保険料は上げていかざるを得ない、これは事業主
の負担になるという問題、そういう背景がありま
すし、もう一つは、あくまでも業務に起因する
というんですから、まあ常識的に私どもが素人なり
に考えますと、脊損になつて寝たきりだからこ
れは体が衰弱してきますからいろいろ余病を併発
するチャンスは十分あり得るということなんです
から、間接的といましようか、それは脊損にや
はり原因があるんじゃないかと素人なりに考えま
す。しかし、それは果たして業務であるかどうか
ということになりますと、それはあくまでも医
者さんの専門的な判断ということになるかと思
いますね。

それらの問題を総合的に比較検討していかなき
やいかぬと思つていますが、私がここで直ちに検討し
ます、そういう方向で進みますと言つたわけにはま
いらないし、それだけ私自身もまだ認識を深めて
おりませんから、しつかり勉強させていただき
たいというふうな考えでおるわけでございます。

○渡辺四郎君 大いに勉強はしていただいて、御
検討願つて結構でございますが、結局、各大臣と
も今まで懇談会の方に提起をされた重要課題であ
るといふ御認識をいただいで、そういう立場でひ
とつ御努力願いたいと思つております。

○中西珠子君 労働大臣の所信表明をお伺いた
しまして、それについて二、三質問させていた
きたいと思つております。

時間が限られておりますので、同僚議員が既に
御質問になったことに関しましてはなるべく重複
を避けたいと思つております。しかし、雇用問題
については新たにお始めになるプロジェクトにつ

いて構想などをちよつとお伺いしたいと思つた
わけでございます。

経済企画庁の国民所得統計の速報によりま
すと、六十二年の實質成長率が四・二%になる見込
み、外需は〇・七%とマイナスに転じ、住宅投資、
設備投資、公共投資など内需が記録的な伸びとな
り、内需主導型の成長が軌道に乗つてきたとい
うことが鮮明になつたと新聞が報道してござい
ますけれども、景気が立ち直つてきたということ、また
円高不況からの立ち直りの努力がすさまじく行
われた、産業構造の転換が急速に進んでいった、そ
の中で労働力需給のミスマッチなどによる各種の
雇用問題も起きておりますのでしようし、失業防止
対策、職業転換のための教育訓練問題、労働災害
の防止の問題などと取り組むために労働省がこれ
まで果たしていらした役割というのはまことに大
きいと思つてございしますが、これからのま
一層労働大臣の指揮のもとで働かれる労働省に
対する期待はますます高まってくるものと信じま
す。

労働大臣は、所信表明の中で「労働力需給のミ
スマッチにより各種の雇用問題が発生すること」
を恐れている、「雇用失業情勢の均衡ある改善」を
図るために、新たに「産業・地域・高齢者雇用プ
ロジェクト」を実施するとおっしゃつてござい
ますが、具体的な構想について、また労働大臣のそれ
に対する信念とどうか、積極的な取り組みの決意
というものについて伺いたいと思つております。

○国務大臣(中村太郎君) 最近、御承知のよう
に景気は確かに回復基調というよりも拡大基調にな
つておる、すべての経済指標は大変よくなつてお
るわけでございまして。なるほど、労働行政の中の
雇用失業情勢を眺めましても、そのことは表向き
はうなずけるわけでございまして。例えば、昨年の
六月ごろの失業率は三・一というふうなところ
はまた求人倍率は〇・六〇というふうな最低で
ございましてけれども、最近それが非常に向上
してございまして。求人倍率も前月あたりは〇・八六
倍というふうになりましたし、失業率も大体二・

六%、百六十一万前後の失業者だというふうな言われておるわけでございます。しかし、そうはいましても、労働行政の面で雇用失業情勢を眺めていきますと全面的に喜べる状態ではございません。一般的な傾向としてはそういう傾向にございませぬ、少し中へ入ってみますと、地域、例えば求人倍率が〇・一七倍というふうなところもありません。〇・二五倍というふうなところもありません。最高の地域におきましては一・七五倍でございますけれども、今申し上げたような地域がたゞさんあるわけで、まだ模様は激しいと、こういう状態でございます。しかも、産業構造の転換という事業はこれからも続くわけでございませぬ。それだけに労働省というのは、個々の労働者、労働者全体の福祉の向上を図ることを目的としてあるわけでございませぬ、そういう厳しい地域あるいは厳しい雇用情勢にある高齢者等々を、全体がよければそこはほっといてもいいんだというわけにもまいりませぬ。一人一人のやっぱり豊かさというものを、福祉の向上を求めていくのが労働行政の柱でございます。それだけに非常にきめの細かい福祉政策、わけでも福祉の原点は、何といたしましても雇用なくして何の福祉だということでございますだけに、この面に重点的に考えていかなきゃいけないということでございます。

具体的に申し上げますと、特定不況業種法の改正等産業雇用対策の拡充強化、これは特定不況業種の新たな指定もあるでしょうしあるいは今の下請の孫請程度まで含むでありましょうし、特定不況業種の指定を受けないまでも、例えば大幅な雇用調整を図らなざるやならぬというふうな事情につきましても同じような扱いをするというふうなことも含んでおるわけでございませぬけれどもこういうようなこと、あるいは地域雇用開発を中心とした総合的な地域雇用対策の推進、これは御承知のように雇用開発促進助成費というふうなものをフル活用いたしましてなお一層の地域の雇用開発を推進してまいりたいということ。それから、高年齢者の雇用機会確保の推進でございますけれども、これはこのプロジェクトの中にももうもろの今まであった制度、新たに新しい制度、そのための奨励金助成措置の設定とかあるいはまた従来からやっておりますところの高年齢者雇用対策、つまり六十歳定年制の確保とかそれを基盤にしてさらに六十五歳ぐらいまで雇用の延長を図る施策とかあるいは職業能力の開発事業とか、あるいはまたシルバークンセクターの活用によりまして定年後の臨時的な短期的な就業の場の確保とか、こういうものを挙げて総合的な対策を講じていこうというふうなことを含んでおるわけでございまして、四月一日以降におきましてはこれの施策を強力に推進してまいりたいと思っておりますわけでございませぬ。そのために、もう既に国会へ提案をしておりますけれども特定不況業種法の改正につきましても御審議をいずれば煩わすことになっておるわけでございませぬけれども、それらのことを総合いたしましてこのプロジェクトチームの推進を図ってまいりたいというふうなことを考えておるわけであります。

○中西珠子君 日本は国際的にも産業構造の転換に対応する施策のやり方、方針、政策が大変上手だ、また失業防止対策もうまくいっているという評判があるわけでございますが、実際に地域雇用開発等促進法による三十万人雇用開発プログラムの目標ももう既に二十七万六千人を達成したし、三月末には三十万人を突破するだろうということで大変喜ばしい結果を見ておるわけでございませぬ。また今度特定不況業種雇用安定法の延長、そして内容の拡大充実を図られるということもございまして、高齢者対策もまた非常に総合的に推し進められるというところで産業・地域・高齢者雇用プロジェクトという総合的なプログラムを積極的に推進していただきたいし、また効果的に実施していただきたいと心から要望する次第でございます。

また、労働大臣は「新雇用対策基本計画を策定することとしております。」とおっしゃって外国人労働者問題にお触れになつておるわけでございませぬが、外国人労働者問題は各方面でいろいろ意見が述べられておられますけれども、労働省としては単純労働者を受け入れないというこれまで基本方針ということだそうでございますが、既に不法な就労者というものが大変ふえています。その件数は一万一千三百七件で昨年一年でも一万人を超してしまつておるし、五万人もいるだろうと推測もなされておるわけでございませぬが、こういった不法就労の外国人労働者が最近ふえていますという理由はどういうところにあるのでございませぬか。

○政府委員(岡部晃三君) 不法就労の数そのものははっきりした把握統計がございませぬけれども、先生おっしゃいますように不法残留だけでも五万人と言われているので、恐らくそれを大幅に上回る数字であろうと思つてございませぬ。で、そのような不法就労者が発生する原因というの、やはり一つには、その送り出し国の失業状態が一つあるかと思つてございませぬ。それらの国々における職のない人たちが職を求めて日本に來られるということが一つ。それから、日本とその国々における経済的な格差と申しますか、賃金水準の格差ということがこれまた大きな誘因になつておると思つてございませぬ。日本は数十分の一というふうな賃金水準の国が多いわけでございます。このようなことで日本で短い期間働いて国に送金すれば相当大きなお金になるというふうな形の宣伝がかなり行き渡つておるやに聞かれますが、そのような経済的な誘因というものが大きいと存する次第でございます。

○中西珠子君 円高の影響もあるわけでしょうか。

○政府委員(岡部晃三君) はい。そこへもつてきてまして、先生がおっしゃいますように円高がさらにそれに拍車をかけておると存じます。

○中西珠子君 単純労働者を受け入れないとおっしゃつても、やはり建築土木作業とか製造業の中の、それも日本人が余り好まないような劣悪な労働条件の中の非常に難しい困難な仕事とか肉体的に非常に負担のかかる仕事とか、それから雑役とかそういった単純作業に従事している殊に男性がふえていますと聞いていますけれども、いかがですか。

○政府委員(岡部晃三君) 最近の不法就労者の顕著なる傾向は、男性の不法就労者がふえておる。インド、パキスタン、バングラデシュというふうな国々が挙げられておるが、おっしゃいますようにそれが顕著なる傾向であろうと思つておる。

そこで、そのついでに仕事というのは、まさしく土木作業員でありますとかあるいは雑役というふうなあるいは非常に重筋肉労働の工具というふうな分野でございまして、そのようなところには日本人青年がなかなか最近はつきたがらないという傾向も出ておるわけでございませぬが、それにつきましては、やはり汚れ仕事、グリーティーワークを外国人に任せていくというこの考え方は非常に危険なるものを含んでおると私も考えるわけでございませぬ。そのような骨の折れる仕事はやはり労働条件を高めてそこに日本人の青年が喜んでつくようにというふうなことでやつてまいりませぬ。

んと、そういうような二重構造的な労働構造になつた西ドイツその他の国の歴史が示しているところをごいまして、私ども大いに警戒をしなければならぬポイントではなからうかと思ひます。

○中西珠子君 非常に労働時間も長く賃金も低いと聞いておりますけれども、大体そういう面での調査とかいふものをなすつておりますか。

○政府委員(野見山眞之君) これら外国人による就労の実態につきましても国内法令、特に労働基準法等法令違反の状況がありました場合にはこれらについては厳正に対処するというところで、既に通達等に対処いたしてるところでございます。同時に、重大悪質な法違反等についての情報収集に今努めてるところでございます。早急にこの実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○中西珠子君 基準法違反はもろろん取り締まっていただかなくちゃいけないんですけども、単純労働に従事する者として入ってきたのではなくて研修の目的で入ってきたというところで、非常にひどい例などが最近の新聞にちよいちよい出てくるわけでございます。

ここにございますのは、長野県の中小企業主が共同出資してスリランカのコンポに設立した音響機器関係の製造会社、アポロエレクトロニカンパニーというんですけれども、ここでスリランカの女性を三十四名研修目的で長野県に連れてきて働かせておる。そして、それは日本で研修している間は全く無給、帰国後最低三年間千五百ルビ、約七千五百円の基本給、これは月給ですか、それで勤務するという条件にしている。そして、研修直後に日本語の習熟試験とか一年ごとの能力試験を受けなければならぬということにしておりまして、試験に失敗すると解雇もあり得る。また、その契約に違反した場合には二万五千ルビ、約十二万五千円の罰金を科することになっている、こういうふうな報道があるわけでございますが、こういうケースについては調査をしていらつしやいますか。

○政府委員(岡部晃三君) お尋ねの長野県の事例でございますが、これにつきましては私ども職業安定行政機関が直ちに調査に入りまして、これにつきましては労働者派遣事業法違反の疑いがあるというところで調査をいたしまして、これが法違反であることは断定いたしました。厳しくこれにつきましては措置をとつたところでございます。

○中西珠子君 このケースは労働者派遣事業法違反ということで厳しく取り締まられて、送還なすつたんですか、この女性たちは。いや、今のお答えで、労働者派遣事業法の違反ということで厳しく取り締まられたとおっしゃいましたけれども、この関係の女性たちはコンポに送還されたわけですか。

○政府委員(岡部晃三君) ちよつと私、事案を勘違いいたしました。訂正させていただきます。ただいまの事案は労働基準局において取り扱われた事案でございますので私の発言を訂正させていただきます。どうも申しわけございません。

○政府委員(野見山眞之君) このアポロエレクトロニカンパニーの事案につきまして、新聞報道されまして直後に長野労働基準局及び所轄の労働基準監督署が調査に入りまして実態を把握したわけでございますが、契約面においては今先生の御指摘のような内容があるというところは確認いたしておりますが、研修自体につきましては計画的に進められておるというふうな報告を受けておりますけれども、なお最終的にこの事案が研修なのか、あるいは就労であるかすればこれは必要な労働基準法その他労働関係法令の適用になる問題でございますので、これが就労ということになれば必要なる対応措置をとらなければいけない、かように考えております。

なお、研修等で来ておつた女性につきましては、確認はいたしておりますけれども、ビザの更新が得られなくて三月上旬ごろに帰国する予定であるということその調査直後に聞いております。最終的な確認はいたしております。

○中西珠子君 こういった外国人の就労の場合の基準法の適用ということ、それから労働基準監督という面は非常に大事な問題でございますし、国内の基準法を犯すということばかりでなく、これはやはり国際的に人権問題にもなる可能性がある問題でございますから、この点はぜひ厳しく取り締まっていたきたいし、指導していただきたいと思ひますが、大臣のその点に関する御決意をお願いいたします。

○国務大臣(中村太郎君) 御意見のとおりでございます。私どもとしましては、特にこの一月の末におきまして各都道府県あるいはまた各都道府県の労働基準局長に向けましてきついつい指示を出したところであります。

それは、要するに、不法就労の実態調査、情報収集に努めなさい、万が一にも法令違反があつた場合には厳正に対処しないといけないということで、各局とも今真剣に取り組んでおるところでございます。また経営者団体、日経連あるいは日本商工会議所に向かひましても不法就労者の雇用はぜひひとつ慎んでほしいという要請もいたしておるわけでございます。今後とも厳重に対応してまいりたいと考えております。

○中西珠子君 さつき職安局長が、労働者派遣事業法の違反として断固取り調べましたとおっしゃいましたケースは、これはどういうケースですか。不法就労の場合、八割以上がブローカーが仲介して、そして暴力団が加わつておるとかいろいろ言われておるわけでございますが、そういうケースが労働者派遣事業法の違反のケースまたは職業安定法の違反のケースになるのではありませんかと私は考えていたのです。そのことをお聞きしたいと思つていたわけですが、具体的な事例がありましたらお教えいただきたいと思ひますが。

○政府委員(岡部晃三君) これは三協工業株式会社という事案でございますが、これは主としてブラジル移民のUターン組と申しましようか、そういうブラジルから運流してこられた方々を幾つか

の複数の企業に就労をあっせんしていたという事案でございます。これは、形勢的に申しますと労働者派遣事業法違反ということでございます。その点の是正を厳しく指導した、こういう事案でございます。

○中西珠子君 とにかく労働関係法規違反というものは厳しく取り締まっていたいただきたいし、また就労している人たちの福祉ということも考えていただきたいわけでございますが、安全衛生についてはどうなんでしょうか。労働者災害補償保険法ですね、労災、これの適用はあるんですか。

○政府委員(野見山眞之君) 国内で労働している者に対する適用があるわけでございます。現行法令におきましては外国人の就労につきましても労災補償の対象になつておるわけでございます。○中西珠子君 現在は非常に日本人がつきたくないようなグアテマールというふうなものだとかそのほか非常に筋肉労働の厳しい仕事というふうな単純作業、単純労働にどうしても安く、日本人の半分とか三分の一の賃金で使いたいという需要はあると思ふんですね。しかし、やはり国際化だから自由化した方がいいという意見も一方にはありますけれども、

(委員長退席、理事曾根田都夫君着席)
西欧の国々もこれまで外国人労働者を経済成長期にはうんと受け入れてそしてグアテマールや筋肉労働をやつてもらつた、しかしその人たちが今度は経済の停滞時期に入つてくると失業してしまふ。それからまた、その外国人労働者の子供たちというものもやはり教育もしてやらなきゃいけないし医療もしてやらなきゃいけないというふうな問題もありませんから、それこそ外国人労働者というものを現在安んずる労働力として使いたいという気持ちの人は多くても、結局特別の技能のある人とか現在認められている人たちの入国、就労カテゴリーの見直しはしなければならぬと思ひますけれども、単純労働に従事する人々をどうしても自由に受け入れるということについては、結局、住宅問題、医療問題、保健問題、教育問題と

か年金その他の社会保障の問題とかそういう問題も含まれてきますから、これは現在目先の経済効果率が上がるというふうなことで入れたがっている人も多いとは思いますが、また途上国に対していい顔ができないからといって自由化した方がいいというふうな意見もあるとは思ってございませうけれども、これはやはり慎重に百年の計の上に立つて検討しなければならぬ問題であるし、また労働省とか法務省とか外務省だけでは結論が見出せない問題ではないかと思っております。ですから、文部省や通産省や企画庁、厚生省も建設省も、その他関係官庁全部を網羅するような委員会をおつくりになつて慎重に協議していただきたい、検討していただきたいと思つてございませうが、大臣はどのようにお考えでいらつしやいますか。

○国務大臣(中村太郎君) お説につきましては全く同感でございます。

もともと単純労働者を受け入れないという考え方は、昭和四十二年当時の閣議で決定いたしましたので、ずっと今日まで一貫して政府の方針として決めてまいつたわけでございます。そのときの主たる考え方というのは、やっぱり日本の国内の雇用失業情勢に重大な影響を及ぼすということが一番の理由でございました。その当時から比較しますると、今日の方がはるかに雇用失業情勢の不安は高いわけでございますし、また私も外国人の単純労働者を一時的に日本に採用するということは、本来的に言つて相手国の雇用の開発にもなりませんし相手国の経済の発展にもつながらないというところでございませうし、今お話がありましたように、安いから使うというのも本来これは邪道でありまして、雇用における需給調整というのはいくら国内でやつていかぬとかえつて雇用の需給調整をおくらすしあるいは労働市場への悪影響を及ぼすというふうな考えから、今もこの考え方は変わりはないわけでございませう。

ただ、一方におきましては、企業の国際化、産業の国際化に伴ひまして、優秀な技能者、技術者

等を受け入れてほしいというニーズが高まつていることも事実でございまして、これらにつきましても、今の単純労働者と技能者、こういう調整をどこで接点を求めるかということが今後の研究課題にならうと思つておるわけでございませうけれども、いざにいたしましても、今お話しになりましたように、これから労働省だけでなく外務省あるいは法務省あるいは警察庁等々踏まえて一義的に意見調整を図らなまきやなりませんし、最終的には政府全体としてこれからお説のような方向で進まなければならぬと思つておられますけれども、その際労働省が主張することはやっぱり単純労働者は今後とも受け入れないという基本方針だけは維持すべきものだと思つておられます。

○中西珠子君 今労働大臣おつしやいましたように、もしこれがどんだんふえれば国内の雇用情勢に対する影響は非常に深刻なものになつてくるし、賃金、労働条件を引き下げるといふ心配もあ

りますし、それから治安の問題とかいろいろあると思つてございませうけれども、第一に、向こうからやってくる人たちの賃金、労働条件が非常に劣悪であるとか労働関係法規の違反があるということなどはこれは人権問題ですから、やはり国際的な人権問題としてもお考えいただきたい。そして、開発途上国が雇用機会が非常に少ないためにまた賃金も低い、それから円高で日本に來ればうんともうかるというふうなことでやってくる人もふえるかもしれないけれども、これはやはり政府開発援助というふうなものを通じて開発途上国の雇用開発、雇用機会の創出への協力、それから職業訓練への協力というこれまで労働省がやつていらしたような技術協力の面をILOのような専門性を持つた機関とも協力していただきまして大いに積極的になつていただきたいと思つてございませう。大臣、いかがでございませう。

○国務大臣(中村太郎君) お説のとおり全く同感でございませう。

○中西珠子君 今度はずつと違つた問題でございませうが、パート労働についての問題をお聞きしたいと思つてます。

昭和六十一年の総務庁の労働力調査によりますと、非農業雇用者の一・七%、すなわち五百三万人がパート労働者でそのうちの女子は三百五十二万人、女子雇用者の二二・七%がパートで働いておられることとございませう。

それで、これからは高齢者の中でもパートで働きたいという人がふえてきますので、よろしく、労働省の方も助成金を出しになつて高齢者のパートというものをふやす努力をしていらつしやうし、また専門的な分野でのパートというものもこれからふえていくと思つてございませうが、依然としてパートというのは、イメージとしては主婦が短時間働いて、そして雇用が不安定で、低賃金なんだというふうなそういうふうなイメージがあるわけとございませうけれども、これからの日本の産業経済の上でパートというのはやはりますます重要な労働力になつていくのではないかと、また第三次産業においては基幹労働力にもなつていくのではないかと感じますのでございませうが、最近、信州大学の高梨教授を座長とする女子パートタイム労働対策に関する研究会がパートタイム労働者福祉法(仮称)の制定を提言してございませうが、労働省はこれに対してどのような対応をなさるつもりですか。

○国務大臣(中村太郎君) パートタイム労働者は仰せになつたように質量ともに我が国の重要な労働力の一つとなつておられる状況を踏まえて、昨年十月、女子パートタイム労働対策に関する研究会から、パートタイム労働者の福祉の向上を図るための法的整備をも含めた総合的な対策を推進すべきであるとの提言を得たわけでございませう。

労働省としましては、六十三年度において各方面の専門家から成りますところのパートタイム労働問題専門家会議を設けて、今後のパートタイム労働対策のあり方について総合的な検討を進めてまいりませうとございませう。

○中西珠子君 パートタイム労働問題専門家会議をお開きになりまして検討中と伺つたわけでございませうが、その結論を待つておられるということもなかなか時間のかかることとございませうので、一応労働省としてのお考え方を聞きたいと思つてございませうが、このいわゆるパートタイム労働者福祉法に盛り込むことについて検討を要する事項というのがございませうね、雇用の改善とか就業に対する援助の措置とか、それから健康、安全管理とかそういったことと、それから健康、安全管理の職業能力の開発、こういったことは本当に非常に結構なことだと思つてございませうが、パートタイム労働者福祉法というものを提唱されておられるわけですね。これにつきましては慶弔お見舞い、生活資金の貸し付けとか、それからその他の福利厚生充実に関するものをやる。そしてその一番大きな目玉というのは、退職金のような準退職金としての報奨金の支給ということが提案されているわけとございませう。そしてパートタイム労働者福祉法財団のようなものをつつてそこにやらせる、こういうことなものでございませうけれども、これは労働省としてはどうお考えでございませうか。現在も中小企業の退職金の共済制度があるわけとございませうから、それとの関連がどうなるのかというふうな疑問もあるわけとございませうが、勤続報奨金というものについて、この支給についてはどのようにお考えでいらつしやいますか。

イム労働者の方々だんだんに勤続年数が延びては
おりますけれどもまだまだ短い期間でおやめにな
る方もあるために、そういうことも一つの大きな
原因ではないかというように、そこから現行の中小
企業退職金共済制度の中でパートタイム労働者を
対象に含めれば十分なのであるかどうかというこ
とにつきましても少し私どもとしても検討し
て、これでは不十分であるということであればそ
れ以外の方策があるかどうかということ、しかも
それが一つの制度として成り立ち得るかどうかと
いうことにつきましても大きな課題だと思いま
す。

たまたま、先生十分御存じで、高梨研究会の内
容につきましても今お話しいただきましたけれども
も、そこでも貴重な御提言をいただきましておいま
すので、ほかの御提言も含めて検討をしたいとい
うふうに考えているわけでございます。

○中西珠子君 疑似的な退職金というか、退職金
に準ずるものというところで勤続報奨金を支払うと
いうアイデアですけれども、これは一種の賃金の
後払いということになるわけですね。現在パート
で働いている方々は非常に賃金が低くて、労働省
が全国平均としてお出しになっている額を地方に
行って言いますと、とんでもない、そんなにたく
さんもらっていませんという答えが出てきたり、
お話しの後からわざわざ私のところにいらして、
とんでもない、労働省のパートの平均賃金はど
うやって出しているんでしょねなんておっしゃ
る方があるくらい非常に低い。それから、パートタ
イマーという身分であるがゆえに、同じ仕事をし
ている常用雇用の一般の従業員と同じ時間給を払
う必要はないのだという考え方で、同じ仕事をし
ているにもかかわらず非常に低い賃金を払ってい
るところが多いということが言えると思うんです
けれども、やはり同じ仕事をしている以上は時間
給というものは同じレートで払うというふうな
ものもある。その人の熱練度とか勤勉度とかいろん
なことを考えなければなりませんけれども、一応同
一労働同一賃金の原則というもので例えパートで

短時間労働であつても時間給はもつと高くして、
そして時間で払っていくというふうなことを考え
た方がむしろ勤続報奨金などという賃金後払い制
度をやるよりもいいのではないかと私は考えるわ
けなんですけれども、いかがなものでしょうか。
○政府委員(佐藤ギン子君) 賃金制度は、一般的
に言いますとその賃金を定める要因というのを考
えてみました場合に、勤続ですとか学歴、年齢そ
の他さまざまな要因で決定されるわけでございま
すが、もう一つ、フルタイム労働者の場合には、
もちろん企業により業態により制度によつて異な
つてくるわけでございますが、フルタイムの場合
には長時間労働もさせられる場合もあるあるい
は場合によつては地方に転勤させられるというよ
うなことも含めた企業に対する貢献度その他さま
ざまな要因があつて決まっておる面があると存じ
ます。

ただ、一般的に申しますと、場合によつては先
生おっしゃいましたように、フルタイム労働者に
比べてかなり賃金が低くなつていられる場合もある
わけでございまして、私どもはパートタイム労働対
策要綱に基づきましてできる限り一般の労働者と
均衡を——均衡というのは何かという難しい問題
があるわけでございまして、
(理事菅根田郁夫君退席、委員長着席)
均衡を考慮した賃金が払われるようにというこ
とで企業には指導をいたしておるわけでございま
す。
それからもう一つの問題は、パートタイム労働
者の方々につきましてもしばしば指摘されますこと
は、所得税、あるいはパートタイム労働者が主婦
である場合にはその夫の配偶者控除の問題、その
他さまざまな問題がございまして、一定の額を超
えるとなかなか働きにくくなるというふうな御指
摘もあり、場合によつてはそういう場合には退職
金に回してもらいたいというふうな意見もごく一
部にはあるというふうな聞いておりました、なか
なかこれは一律にははかりがたい難しい問題を含
んでいるわけでございまして、私どもも十分先生

のおつしやつたことも頭に置きながらこれから対
応を考えてまいりたいと存じます。

○中西珠子君 税制の問題は、昨年度いわゆる消
滅控除というのが入りまして少しはよくなつたか
と思うんでございますけれども、まだまだ改善の
余地はあると思つておるわけでございまして。と
にかくパートであるからボーナスも低くていいと
か、全然やらなくていいとか、昇進昇格はさせる
必要もないとか、能力開発の問題、福利厚生問題
も大して考えてあげなくてもいいというふうな
考え方はもちろん問題外なものでございましてけ
れども、いわゆる疑似パート労働者と高梨教授など
が言つている、パートとは言いながら所定労働時間
はほかの一般労働者とほとんど同じというふうな
いわゆる疑似パート労働者というのがございま
すね。こういう人の扱いについては労働者はどう
いうふうにお考えでいらつしやいますか。
○政府委員(佐藤ギン子君) 先生がおつしやいま
したように、パートタイム労働者というふうな呼
ばれておられるが実際には労働時間については一
般の労働者とほとんど変わりがないという方も一
部あるわけでございまして。私どももいたしまして
は、そういう方々につきましてもはできる限り一般
の労働者と同じような扱いが受けられるようにと
いうことで考えておるわけでございまして。
○中西珠子君 パートの労働者であつたけれども
フルタイムで働きたくなつた、そしてまた募集、
採用を常用雇用の労働者をする場合にはパートを
優先的に雇用するというやり方、また逆に今まで
フルタイムで働いていたけれどもパートで働くこ
とがいいのではないかと家庭の事情、その他
の事情でなつた人に対する優先的なパートへの雇
用というそういうふうな面では非常にいい提言を
されているとは思つておるわけでございまして、その点
についてはいかがですか。
○政府委員(佐藤ギン子君) 高梨座長からはそう
いう御提言をいただきました、私どもとしてもで
きる限り労働の話し合いに基づきましてそういう
制度が取り入れられることは望ましいこと

だというふうにお考えしております。
○中西珠子君 高梨教授の座長をしていらつしや
います同じ研究会の報告の中に「法定最低賃金は
時間給を基本とする方式に改めることが望まし
い。」という提言をされているわけですね。これに
ついては基準局長はどうお考えですか。
○政府委員(野見山眞之君) パートタイム労働者
等については時間の単位で働く労働者にとつて必要
な法的規制が行われるというふうな段階になれば
時間当たりの最低賃金というののも一つの方法だと
思つております。
○中西珠子君 パート労働法の制定が先というこ
とでございませぬ。——結構です。
それから、もう一つ提言していらつしやるん
です。職安局長にお聞きしたいんですけれども、
パートタイムの能力開発が必要だということをお
言ひ、また教育訓練が必要だということをこの報
告書が言つておられるんですね。そのとおりだと思
うんですけれども、それから福祉の増進も必要だ
ということも強調しておられるわけですが、これに
ついては雇用保険の四事業というものを使つた方
がいい、この四事業が重要な役割を果たすと思
うからパートと雇用保険制度との関係を検討する必
要がある、雇用保険制度全体のあり方との関連で
パートの問題を考えてほしいというふうな提言を
されているわけですが、いかがなものでございま
すか。
○政府委員(岡部晃三君) ただいまの実情を申し
上げますという、パートタイム労働者で雇用保
険に入つておられる方はごく一部でございまして。
入つておられる方につきましてもは四事業のもの
の適用というところは当然考えられるわけでござ
いまして、パートタイムの方々の就労形態とい
うのは非常に短時間働くというところでございま
して、雇用保険の適用につきましてもは一定のめど
というものがございまして、極めて短時間働く方
につきましてもは雇用保険の適用をしないというの
が従来の扱いであるわけでございまして、その辺
の兼ね合いは私どももさらに今後の勉強の課題では

あると思えますけれども、現状はそのとおりでございませう。

○中西珠子君 昨年の労働基準法の改正、そしてことしの四月一日から実施になるということですが、その中で特筆大書して褒めて差し上げたいのは、パートタイムの人たちに年次有給休暇を比例付与することですね。これは労働大臣、労働省の本場に立派なお仕事の一つとして高く評価しているわけでございませう。そしてまた、このパートの人たちが働いている職場に対してこれはやっぱり周知徹底をして、実施の実を上げなければいけないと思うわけですが、どのような方針、またどのような対策でこれを周知徹底するようになさりますか。

○政府委員(野見山眞之君) 改正労働基準法の四月からの施行を控えまして、現在、改正労働基準法の施行準備期間といたしまして多くの地域におきまして事業主に対する説明会、講習会等々を行っております。その中で、今般の新しくなりました法定労働時間の短縮と同時に、変形労働時間の問題なり今お話のございましたパートタイム労働者に対する比例付与についても特に必要な説明といたしまして周知徹底を図っているところでございませう。今後施行になりました後も必要に応じて各方面に対する指導、助言等に努めてまいりたいと思っております。

○中西珠子君 だんだん時間が少なくなつてまいりましたので、今度は男女雇用機会均等法関係の質問をさせていただきます。今度法施行以後今日まで雇用差別に関する訴え件数がどのくらいあったのか、都道府県の婦人少年室の扱った件数、また機会均等調停委員会への付託件数をお教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤ギン子君) 雇用機会均等法が施行されましたから各都道府県の婦人少年室には相談や質問その他たくさん寄せられておるわけでございませうけれども、これらの相談の内容は、電話で簡単に済みますものから、まあ電話の場合もかなり長く話される方、また直接来室されてしま

とんど半日ぐらいかかるぐらいい御熱心にお話しされ、またたびたび来られるというふうなものもございませう。件数だけで申し上げるのは必ずしも実態を十分お知らせできないというふうなものではないかと思ひますけれども、均等法に基づきまして、女子労働者と事業主の間の紛争の解決の援助あるいは企業の雇用管理制度の改善を目的といたしまして婦人少年室が行いました助言あるいは指導等につきまして申し上げますと、六十一年度で二千件を超えるものがあつたわけでございませう。で、六十二年度につきましてもこれを上回るペースで推移をいたしているところでございませう。

それから、均等法に基づく調停につきましては現時点ではまだ行われておられないわけでございませう。ただ、これは私どもの考え方でございますけれども、今までの相談があり、企業との間に立つて室長が助言、指導いたしております過程で多くのものが解決しているということが大きな原因ではないかというふうにご考へているわけでございませう。

○中西珠子君 六十一年度が二千件、六十二年度も二千件を上回る件数ということ、その件数も、一つの相談や訴えというもので、その件数間を費やして紛争の解決の援助にもまた雇用管理の改善にも非常に御努力をなすつておられる婦人少年室の方々の御苦労は大変だと思つて大いに高く評価して感謝しているわけでございませうけれども、機会均等調停委員会への付託件数が全然これまでにないというのは相談や助言の中でもうほとんど解決してしまつた結果であるとお考へだということでございますけれども、まあそれと似たものかもしれませんが、私は、やっぱり均等法が調停の付託には使用者の同意を必要条件としておられる点とそれから差別を訴え出した女子労働者に対する解雇などの差別禁止規定ということですね、そういうものを不利益取り扱い禁止事項と一般に申しますけれども、そういうものがないために機会均等調停委員会への付託件数がこれまで全然ない

ということなのではないかという気がしてならないんでございませう。調停に付託するには使用者の同意を絶対必要条件としていつまでもやめておくとおつものなものは、また不利益取り扱いの禁止事項というものは入れなくてもいいと依然としてお考へえなにか、ちよつとその辺のお考へをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤ギン子君) これまで調停がゼロというところで、私どもは実は各室にも調停を女子の方が希望されるのであれば積極的に取り上げるようにという指示もいたしておるわけでございませうが、現実には、じゃ調停に行きましようかという方があつても、企業の方にはそういうことで持つてまいりませうと、企業としては、日本の企業はあ

る意味では非常にイメージを大事になさるところが多いものですから、そういうところでは急にとんとんと解決するという例もあつたわけでございませう。これまで私どもが調べております範囲で企業が同意しないために調停に行かなかつたというものは全くないわけでございませう。私どもも、できれば調停で解決したというふうなものも出てくればまたこれはある意味では均等法についての関心を持つていただくという意味ではいい面もあるのかと思ひますけれども、そういう意味で出てこない。そのことは、ある意味では女子の方たちの問題が女子自身についても余り難しい局面に至らないうちに解決しているという意味で、女子の方たちにとつてもあるいはそこまではないかといううちに解決するという方法も決して悪いものではない。私どもの室長がかなりそういう点で努力していることの結果もあるのかなというふうにご考へておるわけでございませう。これまでのところは同意がないためとかあるいはそういうことが調停に持つてこられませうと不利益取り扱いになるというふうなことで調停までいかなかつたというふうな私どもは全然考へておりませう。

○中西珠子君 不利益取り扱い禁止事項も必要ではないとお考へなすね。この間の労働基準法の改正時に、修正要求として野党がお出しして

まして自民党もそれに賛成なすつた年休の取得を理由として不利益な取り扱いをしてはならないという不利益取り扱い禁止事項が入りましたね。それと同じように、均等法にも差別を訴え出した女子労働者に対して解雇その他の不利益取り扱いをしてはならないという事項をどうしても入れたいと思ひますし、諸外国の男女雇用平等法にはそれがあつたわけですね。それがなかつたらだれも訴え出てこないでしよう、怖がつて訴えに出てくる人は少ないでしようといつても外国の人から言われるわけですね。この点についてももうしばらく様子をごらんになつて、また見直しの時期も来ると思ひますので、そのときにはお考へいただきたいと思ひます。これは要望です。

それから、やはり同じ均等法の中に育児休業に対する奨励援助というのがございませう。育児休業の民間企業への普及を図るためには民間も公的部門も一つにした育児休業法というものが必要だと思ひまして四野党が共同で育児休業法案を御提案しているわけでございませうが、労働省は依然として民間の育児休業法案は必要ないとお考へなすのか。そして、育児休業制度の普及状況というものは、今相当奨励金を引き上げて二年度にわたつてお出しになつておられますけれども、その奨励金を予算として計上なすつて全部消化ができていくかどうかというふうな点ですね。それから育児休業の民間への普及率というふうなものについてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤ギン子君) 育児休業制度の民間への普及率は現在一四%ちよつとということ、決して高いものではございませう。私どもも、最近女性も結婚しても、出産しても働いておられる方が多いわけでございませうから、育児休業制度の必要性は非常に高いというふうにご考へておられますし、決して民間で育児休業制度の普及が必要ではないというふうには思つておらないわけでございませうが、ただ雇用機会均等法に関する審議が婦人少年問題審議会で行われましてときに長い年月かけまして御審議をいただいたわけでございませう。

が、その御審議の結論が、まだまだ民間での普及状況を見ると普及率が低いのもう少し普及をしないと中小企業も含めてすべての企業に請求権という事で義務づけるのには時期尚早である、もう少し普及に努めるといふ御建議をいただいておりますので、私どもとしてはまずもう少し普及率を上げたいという事で努力をいたしているところでございます。

○中西珠子君 女子再雇用制度ですね、特別の再雇用制度、これはいかがですか、普及状況は。

○政府委員(佐藤ギン子君) この女子再雇用制度も雇用機会均等法で初めて規定が設けられたものでございまして、日が浅いということもございましてけれども、現在、三十人以上の事業所で五・六％というところでございます。

○中西珠子君 施行後日が浅いにもかかわらず五・六％ということはなかなかいい成績を上げていらっしゃると思うわけでございます。

大きな企業で名前を少し挙げていただくことができませんか。

○政府委員(佐藤ギン子君) ただいま十分資料を持っておりませんのでございますが、例えば、伊勢丹、西武グループ、そのほかにもサービスマン関係でいろいろあるのではないかと、また卸・小売というところでもう少し、百貨店その他であると思えます。

○中西珠子君 時間がなくなつてまいりましたけれども、ちょっとお聞きしたいのは、労働者派遣事業法関係でございますが、これまでの登録件数と許可件数についてお教えいただきたい。

それから、派遣労働者の中の女性の割合をお教えいただきたいと思えます。

○政府委員(岡部晃三君) 本年三月一日までの状況を言いますと、常用以外の労働者を派遣する一般労働者派遣事業の許可事業所が千三百三十一件、それから常用労働者のみを派遣する特定労働者派遣事業、これは届け出でいいわけでございますが、届け出件数が六千九百二十八件でございますが、合わせて八千二百五十九事業所が労働

者派遣事業を開始いたしておるわけでござい

ます。そこで、派遣労働者の中の女性の割合はどれくらいかというお尋ねでございますが、これにつきまして、別途調査を行うことが必要でございます。これにつきましましては、現在、一般労働者派遣事業についての調査を行っておりますので、これは本年の夏ごろに集計が完了するということなものでございまして、いづれ概要は明らかになると思

○中西珠子君 女性ばかりでなく男性の派遣労働者がふえているという傾向だそうでござい

ます。その実態調査はいつごろ完成なさるんですか。

○政府委員(岡部晃三君) その一般労働者派遣事業につきましましては、この夏ごろに調査の取りまとめが行われるわけでござい

ますが、特定労働者派遣事業につきましましては、来年度の事業として調査を行うということにいたしておりますので、これは来年に調査の集計がま

とまると、こういうようなタイミングでございます。

○中西珠子君 なかなかこの労働者派遣事業の実態調査は難しいと思

いますが、厳密に徹底した調査をやつていただきたいと思

います。よろしくお願いたします。

それからあと一分間、長寿社会の対応の一つとして老人介護労働力の供給体制の充実を図ることを労働大臣もおっしゃつてお

りまして、高齡化社会への移行に伴いまして、今後は老人介護労働力の養成が重要な課題になるわけでござい

ます。現在、この点につきましては各地の職業訓練校で家政科それから福祉ヘルパー科というところ

で年間約七百人程度養成を行つております。これにつきましまして今後ともその数の増加あるいは訓練内容の充実

に努めてまいりたいと考えております。また、これらの介護従事者の技能の向上あるいは社会的地位の向上を図るために、これも先生御指摘のとおり、六十三年度介護サ

ービスの技能検定を行うことにいたしております。この技能検定に合格されました方につきま

しては、厚生省との連携によりまして登録をすることによりまして介護福祉士となること

ができるということに相なっております。

○中西珠子君 厚生省と連携をおとりにな

つておられることは大変結構だと思

います。それから、私は労働外交についてお聞きすると申し上げましたけれども、もう時間が参りましてこれは予算の委嘱審査のときにやらしていただくことにいたしますが、最後に、週四十時間労働制の実現のために労働大臣がどのようにお考えになつて

いるかということ、同僚委員も伺つたので重複するとは思

いますが、週四十時間労働制に可及的速やかに移行するための労働大臣の御決意と

いうことを最後に伺いまして質問を終わりたいと思

います。○国務大臣(中村太郎君) 法定労働時間につきま

しては、本年四月から施行される改正労働基準法の

本則において週四十時間制を規定し、当面は週四十六時間として

いるところでございますが、施行後三年を目途に週四十四時間へ移行するよう努め、一九九〇年代前半においてできるだけ早い時期に週四十時間労働制に移行するよう努力する所信でございます。このため、労働省としましては、改正労働基準法の円滑な施行に全力を挙げますとともに、労働時間短縮のための社会的国民的合意の形成と労使の自主的努力に対する指導、援助に一層の努力を行つてまい

安法、その前は労働基準法時代もありましたが、労働基準法に規定があった時代もありましたが、実際に労働者の生命、健康を守り、職場の安全に資する上で果たしてきた役割、またこれから果たすであろう役割についてはどのように評価をされておりますか。

○政府委員(松本邦宏君) 安全衛生委員会につきましては、やはり事業場の安全衛生水準の維持向上のために重要な役割を果たしてきておられると思っておりますし、今後ともその役割は十分果たしていただけるものと認識をいたしております。

○内藤功君 違反に対する制裁はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(松本邦宏君) 安全衛生法の規定に違反をいたしまして安全委員会あるいは衛生委員会あるいは安全衛生委員会を設置しなかった場合は三十万円以下の罰金に処せられるということになっております。

○内藤功君 そこで、JR東日本の東京圏運行本部上野保線区というところですが、昨年四月以来この安全衛生委員会が開かれていないのであります。

私の調査によれば、この上野保線区では、昨年の四月の一日付及び五月の二十日付の二次にわたって労働組合、これは国鉄労働組合の分会がございますが、これが多数組合ですが、その中心的な活動家、執行委員を本来業務と関係のない直営店ですね、例えばサンクス、上野、北千住、柏。それからコーヒー店、池袋、我孫子。それからそば屋、これが秋葉原、池袋、旅行センター、これが大宮です。それから、ペンディングと云って「大清水」の自動販売機の仕事、池袋。こういうように、直営店の販売業務に国鉄の長年の技術を持った人を配転するということをやりました。これ自体が東京都労委が三月三日に出した不当労働行為命令などに照らして不当労働行為であることは非常に顕著だと思っておりますが、さらにそれに加えて、組合から推薦して指定されていた労働安全委員をねらい撃ちにして配転したのであります。

まず、四月一日付の発令によりまして、これは兼務発令という形で当時の労働安全委員、組合推薦の五名全員を本務から外して配転をした。会社側は、この兼務発令によって現場にいななくなつた方なので労働安全委員とはみなさない、こういう見解に立つて労働安全委員会の開催を拒否をしたわけですね。組合側はこれに抗議してその配転の取り消しを要求しましたが、同時に、放置できないので、とりあえず暫定的に新しい人を選んでこれを暫定委員として推薦したわけなんです。ところがJR、会社側はその委員による委員会開催も拒否する。それで今度は五月二十日付で暫定委員のうち四名をまた配転して、さつき申しましたような別のところにしかも鉄道本来の仕事と無関係なそういうところに配転をしたわけなんです。

私は前代未聞の安全衛生委員会軽視だと思えます。これじゃ開けないですね。そして去年の八月十九日に私どもの党の衆議院の中島武敏議員がこの点を労働省に指摘をいたしまして、労働省は御調査に入つたと承っておりますが、この調査の結果とられた対策、これを御報告いただきたい。

○政府委員(野見山眞之君) 上野保線区におきます安全衛生委員会につきましては、労働組合推薦の委員が配転になったということで委員の構成ができずに開催し得なかつたというのが基本的な点だと思えます。

その後、五月二十日には配転対象者を組合が推薦してこられたということとこれまた労働側の委員の構成ができずに開催できないという状況になつていられるわけでございます。安衛法の趣旨から安全衛生委員会の委員の要件に必ずしも合致してないという状況であるんではないか。いづれにいたしましても、安全衛生委員会が設置、開催されないという状況については改善する必要があります。労委が十分話し合いを行うように指導したところでございます。

○内藤功君 このように去年の四月と五月の二次にわたつて安全衛生委員会の組合側推薦の委員を兼務発令と称して配転をしたということが事の根本原因なんです。組合側からは、国労分会が推薦、指定した人については何となくとも自後おおむね一年間は配転をしないように、そうしないと仕事ができせんから少なくともその程度の確約、保証はできません。不当労働行為の根本問題はありますけれども、しかし安全衛生委員会は非常に重要ですから、そのくらいできないのかと。ところがJR側は、それに対する確約、保証を今日に至るまで一切避けたままなんです。かくては、組合側が委員を推薦して指定したくてもまたその人が今度はほかに配転させられてしまつて安全衛生委員会が再び機能を停止してしまうということも予想されるので、二度そういうことがありましたので、このような事態のもとでは安心して後継者といえますか新委員の推薦、指定もできない。全く異常事態であります。

これは、今言われたように安衛法十七条違反の事態であると思えます。そしてその原因をつくつていられるのは配転です。そういう人を配転する。それから、安全衛生委員は一年間保証する、確約するということがない、そこに原因があると私は思っています。話し合いというものが結構ですが、ポイントはその点なんです。それなしの話し合いというのはこれは意味が全くないですね。こういう点についてはどのように御調査をなさいましたか。

○政府委員(野見山眞之君) 安全衛生委員会の機能が十分発揮するようにするためにはどういふような委員あるいは構成を進めていくか等につきましては、職場における実情に即して労使の話し合いが基本的には重要であると考えておりますし、その上に立つて安全衛生委員会が適切に機能するよう、その面におきましては私どもとして必要な指導はしてまいりたいと思っております。

○内藤功君 しつこく言うようですが、この必要な指導ですね、それはいまのところはやはりポイントなんです。物事のポイントは、せつかく推薦

してもその人がばんとまたコーヒー屋に飛ばされる、そば屋に飛ばされる、サンクスに飛ばされるということじゃこれは安心して推薦できない、私は、これはもつともだと思つてます。このところが物事の基本だと思つておられます。中島議員の指摘に対しては、当時、本省の労働基準局の方が、その兼務発令の撤回なり、つまり配転をもとに戻すことなりあるいは今後指名される人は配転させないということを含めて指導するといふふうに出ておられますので、これは単に双方に話し合いをしないという指導のほかに、もう一つ、このJR事業者側に対して今のポイントについての何らかの適切な指導が明確にされる必要があると思つておられます。再度これを要望しておきたい。いかがですか。

○政府委員(野見山眞之君) 安全衛生委員会におきます労働者側委員をどのように選出された機能させるかという問題は、その職場におけるそれぞれの問題に応じて対応していくべき問題であろうというふうに出ておられますし、そういう意見で先ほど来労使の話し合いをさらに要請したいと申し上げているわけでございますが、安全衛生委員会が機能する上で重大な障害が起きているかどうかその他につきまして、事情を承知した上で必要な指導があれば私どもも考えたいと思つておられます。

○内藤功君 それで、繰り返しますが今の点なんです。つまり、安全衛生委員会の委員の任期とおおむね一致する向こう一年間その人については配転をさせない。これはもう最低の保証だと思つておられます。これを含めて私の今言ったことはポイントになると思うので、そこを頭置いて関係の局を御指導いただきたいと思つておられます。いかがですか。

○政府委員(野見山眞之君) 先ほど来繰り返しておりますけれども、今お話しするようなものは、これは職場における人事管理上の問題として取り上げられるべき問題で安全衛生委員会における委員の任期と直結す

る、それがばんとまたコーヒー屋に飛ばされる、そば屋に飛ばされる、サンクスに飛ばされるということじゃこれは安心して推薦できない、私は、これはもつともだと思つてます。このところが物事の基本だと思つておられます。中島議員の指摘に対しては、当時、本省の労働基準局の方が、その兼務発令の撤回なり、つまり配転をもとに戻すことなりあるいは今後指名される人は配転させないということを含めて指導するといふふうに出ておられますので、これは単に双方に話し合いをしないという指導のほかに、もう一つ、このJR事業者側に対して今のポイントについての何らかの適切な指導が明確にされる必要があると思つておられます。再度これを要望しておきたい。いかがですか。

るものではないように思っておりますので、これは先ほど来申し上げましたような委員会の効率的なあるいは適切な運営に関する労使の話し合いにゆだねるべき問題ではないかと思っております。

○内藤功君 安全衛生委員会は、冒頭に述べましたように非常に重要なものです。JRなどの多数の乗客と労働者の生命を預かる鉄道職場、輸送業務にありましては、安全輸送というのが最大の使命であることは言うまでもありません。

この上野保線区は、特に安全衛生委員会は、従来国鉄時代から非常に大きな役割を果たしてきたところなんです。同区では職員の殉職死亡事故が昭和五年から四十一年まで四十九人でした。しかし四十二年から六十二年まではゼロなんです。職員の死亡事故ゼロ。業務上災害認定の問題だと安全設備の要求で非常に大きな役割を果たしてきたと思うんです。

しかし、最近外部からの外注労働者、請負労働者の転落死亡事故が相次いでいます。五十八年五月、昭和六十一年三月には荒川橋梁転落事故、昭和六十二年十二月二十五日は江戸川橋梁転落事故、いずれも死亡者を出しております。安全さくとか安全ネット、転落防止板、安全歩道というものを設置しろというのが非常な緊急課題になってきております。今言いましたこれらの事故について、当時労働省の基準監督署を中心に調査されたと伺っておりますが、この調査の結果、それからそれに基づき勧告あるいは指導というものはどういふふうになされたか、伺っておきたいと思っております。

○政府委員(松本邦宏君) 今御指摘の三件の事故でございますが、まず五十八年五月に起こりました事故につきましては、安全衛生法違反の疑いがございますので法人及び代表取締役を送検いたしました。ただ、処分結果は嫌疑不十分ということになっております。

それから、六十一年三月の事故につきましても安全衛生法違反の疑いで法人並びに出張所長を送検をいたしておりますが、これは元請につきましても今申し上げました安衛法違反で法人と出張所長、それから下請につきましても同じく安全衛生法違反で法人と専務取締役を送検をいたしております。これにつきましては、結果的には起訴猶予ということになっております。

それから、六十二年十二月の事故につきましても、まだ現在、法違反の有無について調査中でございます。

○内藤功君 安全上どういう手段を講ずべきかというアドバイスなり指導は事業者側にいたしたんですか。どうですか。

○政府委員(松本邦宏君) それはもちろんいたしております。

○内藤功君 その内容。

○政府委員(松本邦宏君) 具体的に渡しました文書について今ちよっと手元に持ち合わせがございますので、具体的な内容までは申し上げられませんが、具体的な法条文の違反が明確でございますので、それに関連をして指導をいたしておるわけでございます。

○内藤功君 これはきのう通告をしておいた問題です。検査庁がどういふようにやったかということより、ここは社労ですからね、やはり安全上どういふ手を打ったかということが問題なんで、これを調べていないのはけしからぬですね。

○政府委員(松本邦宏君) 例えば六十一年の事故について申し上げますと、送検は送検といたしまして、橋梁上あるいは作業を行う場合には、開口部全面を覆うか、少なくとも防網を張って行うようにという具体的な措置を指導いたしております。

○内藤功君 それだけじゃないでしょう。いわゆる安全さく、安全ネット、転落防止板、安全歩道というようなことについてあなたの方は指導しているんです。いいことをやっているんだから、それをちゃんと報告しろと言っているんです。こっちの方が言っている。そういうことをやりましたよ。そうでしょう。

そういう中でこの安全衛生委員会というのは保

線区では特に大事な役割を持っているんです。基準局長、よく聞いていたいただきたいんですけれども、こういう安全衛生委員会ですからやはり非常に重視をしていかなくちゃならぬということを私は申し上げているんです。言うまでもなく、JRは国が一〇〇%出資、国から至れり尽くせりの保護を受けておる。業績も東日本の場合には上がつておる。社長は高級官僚出身で、役員、幹部、皆法令には精通しているはずであります。これはやはり厳正に対処していただかなくちゃなりません。労使間でいろいろな不当労働行為の争いがあったとしても、労働者、利用者の生命の安全を守るという体制だけはいかなる場合でも絶対条件です。その保障である安全衛生委員会というものが速やかに開かれる、その原因をやつぱりなくしていくということが私は大事だということを強調しておきたいと思うんです。

これについて大臣、今のお話を聞いておられて安全衛生問題、安全衛生委員会というものについてのそういう事態をどういふふうにお考えになるかという点を中村大臣にお伺いしたい。

○国務大臣(中村大郎君) 事業場につきまして労働者の安全衛生を確保するというためにはやつぱり労使が本気で協力し合って安全衛生上の問題に対処することが大事でございます。このための安全衛生委員会が適切に開催されることはその前提でございます。一般的な意味で事業場に対してもその観点に立つて指導してまいりたいというふうにも考えます。

○内藤功君 物事の根本は国鉄労組に対する不当労働行為をやめることだと私は思うんです。三月三日に東京都労委の命令が出まして、これは車掌をやっておられる方を二階級格を下げた、降格をした、これが国鉄労組に対する不利益取り扱い、さらに組織の動搖を策した不当労働行為だと、こういう非常に明確な判断が出ています。これはこれからどんどん出てくると思えます。労働委員会の命令が次々に出てくると思えます。これは一体従わなくていいんですか。また、中労委

に再審申し立てをするということですか。中労委で一体勝てますかね、これ。勝てるんですか。ほかの事件はどうなんです。同じ運命をみんなたどると思うんです。ほとんどがですね。そういう場合に、十分な勝訴の見込みもない、ただ引き延ばすために中労委に申し立てをする。中労委でもしJR側が負ければ、行政訴訟で東京地裁に訴える、また高裁だ、最高裁だ。こういうことで、国から一〇〇%出資を受けて至れり尽くせりのことをやっている人が社長をやっている、幹部をやっているところがある。これが許されるんですかね。私は、労働省は個別の案件だと言わないで、これは政府が民営化をやつてそしてその中でこういうJRができて、一〇〇%出資をしているその会社の問題というのが、こういうふうには地労委、中労委というふうなところでもって行われて長期に解決がつかないまま続いていく。一方、やつぱり労働組合の方もこれは屈するわけにいかないでしょうね。局長だつてそうでしょう。あなたがうどん屋へ行け、コーヒー屋へ行けと。許されませんか。これはやつぱり人間の尊厳からいって許されない。闘うのは当たり前です。これは、ただ今後中労委の経過を見ますというところで済む問題かどうかですね。

この根本の国労に対する不当労働行為、この間予算委員会でも我が党の市川議員も質問しましたが、百件に上る不当労働行為審査案件、これをそのまま放置しておくのかどうか。長くなりますから、質問のポイントはそこらでございまして、労働省としてはどういふふうに見ておられるんですかね。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。不当労働行為事件が地労委、中労委に対しまして出ておりますのは御指摘のとおりでございます。今先生いろいろおっしゃいましたが、しかし勝てるかどうかという問題はちよっと我々としては意見を差し挟むべき問題ではないと思えます。おっしゃることに對しての回答にはならないかもしれせんけれども、やはり正規の手続

に再審申し立てをするということですか。中労委で一体勝てますかね、これ。勝てるんですか。ほかの事件はどうなんです。同じ運命をみんなたどると思うんです。ほとんどがですね。そういう場合に、十分な勝訴の見込みもない、ただ引き延ばすために中労委に申し立てをする。中労委でもしJR側が負ければ、行政訴訟で東京地裁に訴える、また高裁だ、最高裁だ。こういうことで、国から一〇〇%出資を受けて至れり尽くせりのことをやっている人が社長をやっている、幹部をやっているところがある。これが許されるんですかね。私は、労働省は個別の案件だと言わないで、これは政府が民営化をやつてそしてその中でこういうJRができて、一〇〇%出資をしているその会社の問題というのが、こういうふうには地労委、中労委というふうなところでもって行われて長期に解決がつかないまま続いていく。一方、やつぱり労働組合の方もこれは屈するわけにいかないでしょうね。局長だつてそうでしょう。あなたがうどん屋へ行け、コーヒー屋へ行けと。許されませんか。これはやつぱり人間の尊厳からいって許されない。闘うのは当たり前です。これは、ただ今後中労委の経過を見ますというところで済む問題かどうかですね。

によりまして労働委員会で審査が行われている以上、その審査の推移を我々としては見守つていかなるを得ない、こういうふうな考えております。

○内藤功君 それなら聞きますけれども、きのう三月二十三日に日本鋼管川崎で労働者の差別是正の和解が成立したんです。

これは、横浜地方裁判所川崎支部という裁判所。十五年かかった、十五年。一九七三年四月に提訴しまして、十五年やっただんです。宮尾さんから三十四人が日本共産党員であるいは日本民主青年同盟員であるという理由で社員資格を定年まで見習い工扱いにされちゃったんです。れっきとした社員が見習い工扱い。定年までおまえさんは見習い工だと。同期入社労働者に比べて年間百数十万円に達する賃金差別。社宅の入居や住宅融資さえ拒否された。原告の人が一番怒っているのは、住宅の融資や社宅入居まで差別されたといつて怒っているんですね。工場長は宮尾という原告の方に対して「いかに君がまじめで優秀であつても共産党員には昇進の道はない。憲法の思想の自由は社内では通用しない。」と、こう公言したんです。これは和解になりました。一番で和解になりましたが、ポイントが、解決金八千万円総員に支払う、原告の賃金と資格を是正する、ほかに地労委申し立て準備中の百十五人の方も原告に準じて是正する、こういう和解条件なんです。私は、内容は当然だと思ふんです。当たり前のことなんです。ただ、当たり前のことが通るのに十五年かかったというんです。この間の本人、家族の苦痛は大変でございましょう。行商をやつたりいろいろな苦労をしたと思ふんです。どんなであつたらうか。世界に冠たる大企業ですね、これがやるべきことじゃありませんよ。JRでも石川島でも同様の紛争がたくさんありますが、こういうふうな十五年もかかる争いになつていく。さっきのJRでもそうですけれども、そういうところまでいきますよ、このままでいくと。そういうことがいいのかどうかということでは私は申し上げたわけでは

そこで、次に在日外資系企業の問題に入りたいと思ひます。

在日外資系企業が日本に非常にふえてきておる。いわゆる国際化というのはいかような面から非常に深刻な問題が出てきておる。在日外資系企業の労働問題の特色は、私の見るところ二つあると思ふんです。一つは、日本の法律や労働慣習を無視した企業閉鎖、それから規模縮小、合併、それから大量の人員削減、人減らしですね、そういういわゆる合理化問題。もう一つは、組合を敵視した不当労働行為の多発とこれに伴います長期化、激化というのが特色だと思ひます。

それでお伺いしたいんですが、私の知るところ、我が国へ進出している外資系企業の数は約二千社、昭和六十年度の四月から十二月までの新規参入企業数は約四百九十七社、こういうふう聞いておるわけなんです。労働省に聞きたいのは、これらに在日外資系企業で働く労働者の数はどのぐらいとつかんでおられますか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。正確な把握はなかなか難しいところでございまして、労働省が行いました五十八年八月の外資比率二五%以上の企業を対象とした調査によりますれば、集計した企業千五百一十一社の労働者数は二十万九千六百三十三人となっております。

なお、昨年の八月時点といたしまして同様の調査を行いました結果を現在集計中でございますので、それ以後の状況についてはこの集計によつてまた出てくるかというふうに思つております。

○内藤功君 労使間のいわゆる争議の発生状況、これはどんなふうになっておりますか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。今申し上げました外資系企業の労使関係等実態調査によりますれば、この調査前二年間に争議行為を伴つた労働争議が発生した企業は集計した企業千五百一十一社のうち五十二社ということになっております。

○内藤功君 私の方で最近のいろんな外資系企業の労働争議の問題をできるだけ調べてみたんです

が、非常にふえておるんですね。この十三年間で、ちよつと調べてみましたが、労働委員会、中労委、地労委を含めて、不当労働行為であるということから六十二年二月までとりましたが、八十四件に上つております。外資系企業の割合は日本全体の不当労働行為の中でも非常に大きな位置を占めておると思ひます。

労働省では、この点どういふふうな把握をしておられますか。現在、主要な外資系企業の労働争議について、企業名を含めてどういふところを把握しておられますか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。今先生の御調査は四十九年から六十二年二月といたうこととございましたが、地労委、中労委の不当労働行為の件数として、救済命令につきましては、外資系企業総覽等に掲載されております数字として昭和五十年以降六十年までに地労委で六十九件、中労委で十七件という数字が出ております。

なお、その中で、係争中の争議件数等につきましても、裁判所の問題その他を含めまして十分に把握ができておられません、具体的にはリーディング・ダイジェストの企業閉鎖の問題、それから外銀P・Fカリヤの支店閉鎖、解雇の問題、それからチエース・マンハッタン銀行基地内支店での慰謝料請求の問題等を含めまして大体十数件の件数が係争中だということ把握いたしております。

○内藤功君 昨年の三月に東京都の品川労政事務所が外資系企業における労働条件等実態調査というものをやりましたが、これを見ますと、外資系企業というのは日本の労働法、労働慣行を十分理解しているというのが回答のわずか一三%、一応理解しているのが五二%、こういう数字が出ています。それから、労働組合というのをどう意識するかということ、もめごとが生じやすいと考える数字が四八%、かなりこれ高いですね。こういう数字が出てきています。

私、こういうものを見まして、例えば、今冒頭に言われましたリーディング・ダイジェスト、これは本社がアメリカ合衆国のニューヨークにあつて二十七カ国に子会社があります。一九四六年に日本支社ができて、一九六一年に日本リーディング・ダイジェスト社が設立された。アメリカが一〇〇%出資で、社長はアメリカから来る。編集内容、会社業務、人事一切米本社の決定に従う。ところが、一九八五年の十二月三日に突然閉鎖通告をしたんですね。全く寝耳に水です。労組の反対を押し切つて、八六年一月末日で閉鎖する、もう二カ月先に閉鎖すると、こう言うわけなんです。その期限までに退職に納得しなかつた組合役員、組合員三十一名おりましたが、これを二月三日に即座に解雇してしまふ。いまだに退職金も払つておりません。退職金の供託というのを日本の経営者だと普通やるんですけども、それもやらないです。退職金を払う意思を普通示すんですけども、それもやらない。解雇撤回、雑誌再刊を求めて労働委員会、裁判所に係つておりました、今全国を行商、物品販売。平均勤続十五年の有能な社員がこういう苦しみ耐えて頑張つておられるわけなんです。

リーディング・ダイジェストの読者は、ここにおられる皆さんも御経験があるでしょうが、日本で多くて、現在でも三十万人読者がいたんですね。それで、この三十万人の人に雑誌を売るだけでも三年間は商売ができるだろうと言われていたものを、このようにして突如閉鎖した。閉鎖の直前まで購読予約はちやっかりとつておるんですね、とつておる。長年にわたる日本の愛読者を傷つけるやり方だと思ふんです。スペインのリーディング・ダイジェストでは、八四年の八月に閉鎖決定したけれども、十カ月続刊して、スペイン政府の了解を一応得てお客さんにも迷惑をかけないようによつた。同じやり方でもそういうやり方です。しかも、閉鎖の一年前の一九八五年二月に當時価値五百億円を下らないと言われた土地二千七百六坪、これを七十一億円で安売り、さらに株式

を十一億円で売って、累積赤字が三十四億円だといふのにこの七十一億円をこの赤字につぎ込むこともしないで本国に撤退しちゃうわけですね。労働組合に対する態度としてアメリカの本社は、ダイジェストでは世界どの国でも労働組合はない、すぐ解散させる、中心人物は首にしると、これが本社から入手した文章の中に出てくるので、私はいろいろ申し上げたのは、日本の労働法、労働賃行無視という点でこのリーダーだけじゃなく外資系企業は非常に一致しているということを示し上げたいんです。

私は、そういう点で外資系企業というものについて、外務省おいていただいておりますが、一九七六年の六月にOECDの第十五回閣僚理事会の国際投資及び多国籍企業に関する宣言というのが出て、その附属書の多国籍企業の行動指針第六項の中でこういう問題について明確に規定していると思うんですが、ちょっとその内容をお示しいただきたいと思っております。

○説明員(海老原紳君) お答えいたします。

先生御指摘の多国籍企業に関する行動指針でございますけれども、多国籍企業が自主的に守るべき指針につきまして、前文十一項に続きまして一般方針、情報公開、競争、財務、課税、雇用及び労使関係、科学技術の七領域につきまして規定をしておりますけれども、今先生御指摘の点につきましては雇用及び労使関係についての第六項におきまして規定をしておりますので、読み上げさせていただきます。

企業は、事業活動が行われるそれぞれの国における法律、規則並びに一般的な労働関係及び雇用慣行の枠内において、

特に集団的な解雇(一時解雇を含む)を伴う構成員の閉鎖の場合のように、従業員的生活に重大な影響を及ぼすような事業活動の変更を検討するに当たっては、従業員の代表及び適当な場合には関係の政府当局に対し、かかる変更に関する合理的な予告を行い、また、最大限に実行可能な限度において、悪影響を緩和するため

従業員代表及び適当な政府当局と協力すべきであると規定しております。

○内藤功君 今外務省からお話がありました。このように「解雇を伴う構成員の閉鎖の場合のように、従業員的生活に重大な影響を及ぼすような事業活動の変更を検討するに当たっては、従業員の代表及び適当な場合には関係の政府当局に対して、「予告を行い、また、最大限に実行可能な限度において、悪影響を緩和するため従業員代表及び適当な政府当局と協力すべきである。」と非常に明確にうたっておるわけでありまして、

私、今、たくさん例がありますが、リーダーズ・ダイジェストの例だけを挙げたわけですが、この個別問題について答弁を求めようとは思いませんが、こういうようなことが次々行われてきますと、外国の多国籍企業が入ってくると、もうかるときは仕事をどんどんやって、そして一方的にこういうふうな土地を売って撤退をする、そして企業閉鎖を突如やって、労働者で言うことを聞かない者は塗炭の苦しみで陥れて省みない、日本人の経営者だったらここまではやらないという極端なものが出てきているんですね。OECDはこれをきちっとうたっておるわけでございます。

そこで、私は、これを野放しにするわけにはいかないと考えています。大きな問題であります。私はずっといろんなケースを調べてみまして、一番大きな特徴というのは、外資系企業いろいろありますけれども、企業の縮小、合併、閉鎖等を本国本社で一方的に決めるわけですよ。そして日本に來ている人にはこれに対してチェックする権限のある人はいない。で、日本の政府、日本の国にはこれに対する規制の措置、規制の根拠になる法令もない。結局本社の言いなりになっていく。在日経営者は本社の言いなり、本国の言いなりで、日本の労働者を無視して人員縮小、解雇を簡単にやってくる。今のリーダーの例がもう端的な例だと思っております。で、外資企業が責任を放棄して本国に撤退した場合、それにかわり責任を持つて後

始末をやってくれる交渉主体は日本にない。ですから、昨年でしたか、労働組合の代表団がニューヨークまで乗り込んで行ってやるというふうなこういう事態も起きているんです。政府が労使の推移を見守るじゃこれは済まないと思う。やはりOECDのこういう決議もあることでありますから、私は、この際、在日外資企業の人員縮小、合併、閉鎖、資産売却等について、OECDのこの行動指針を十分に踏まえて、日本の労働者、さらに日本のいろいろ関係の市民の権利、生活というものを守る立場から何らかのやっばりお考えをここで具体的に打ち出すときが来ていると思う。これは政府全体の問題ですが、特に労働という面で労働者の保護を任務とする労働省の考えがまず出されなきゃならぬと思うんです。

伝えられるところによりますと、外資系企業労働問題連絡協議会、商工会議所の人を集めてやるとか外国人トップセミナーをやるとか、これも結構ですよ。しかしこれだけじゃだめなんですね。もつと守るといふ立場で方法があつてしかるべきと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

外資系企業をめぐる労働問題につきましては、今先生御指摘のとおり、いろいろとそういう企業がふえるにつれて問題がだんだんふえたりいたしております。もとより外資系企業といえども我が国の労働法令を遵守していただくことは当然でございます。このような立場から指導を行ってきたところでございますけれども、今先生おっしゃいましたように、六十三年度からは在日外国商工会議所に対する指導、トップセミナー等も加えて、よくそういう趣旨の話が十分浸透するようになり、そしてまた我が国の法令その他についても十分理解が深まるように、まずそれを強化してまいりたいというふうな考えをしております。

なお、御指摘のOECDの多国籍企業の行動指針についても、これらの場面におきまして十分にこれを考慮して指導を行つてまいりたいというふうな考えをしております。

○内藤功君 重要な問題ですから即答を求めませんけれども、私は何らかの規制法を御検討いただきたいと思うんです。これは、きょう私即答を求めませんが、関係省庁とも十分に相談をしていただきたい。私はそういうものが必要だと思ふ。それがやっばり行動の基準になると思ふんです。

それから、私自身も、外国商社の経営者が、労働組合の役員だといふので首を切った件について、直接その商社の社長と交渉したことがあるんです。私は交渉して思つたんですね。よく勉強していると申して思つたんですね。労働組合法の本当のところはやっぱりわからないですよ。これはわからないです。ですから詳しく説明すると、ああそうかと。聞かなかつたのかと言つたら、知らなかつたと言つたんですね。そういうのが多いんです。ですからこれはもう徹底的にやつていただかないと、これから多くなりますから、お願いをしておきたいと思つたんです。

それから、残る時間ですが、基準法の施行問題についてお伺ひしたい。

労働基準法の一部改正法が四月一日から施行されるわけでありまして、さきの百九臨時国会での審議に当たつて、私は、同法案が八時間労働制を崩し変形労働時間制の導入によって労働者の生活設計、健康にも重大な影響を与えるものとして強く反対し、これに対する我が党の抜本的対案としての修正案を提出したところであります。

ところで、本法の四月一日施行を前にいたしまして、その運用の面で幾つかの問題をお伺ひをしたいと思います。

まず、百九臨時国会の社労法の法案審議の際に私は次のように質問をしたんです。変形労働時間の労働協定が結ばれてもどうしても納得できない、八時間以上働きたくないという労働者がいた場合、保育、介護、看病あるいはその他の理由で八時間以上は働いても働けないし働きたくないという労働者がいた場合に、一たん変形労働時間の労働協定が結ばれると拒否ができなくなる、こ

これは人間の権利、自由という問題でどう考えるかという問題を質問したところ、当時の野崎審議官が答弁された内容は、労使協定は労基法上の禁止を解除する効果を持つだけである、先ほど来お話しに出ていたような特別の事情のある方についてはそこで配慮し、一定の範囲内で禁止を解除しないということを決めれば拒否の可能性が出てくる、こういう答弁をされておられるわけです。これは九月十日の会議録に出ておられます。ところで、今度の改正省令を拝見しますと、その中に、変形労働時間制により労働させる場合には、育児、老人等の介護、職業訓練、教育その他特別の配慮を要する者について必要な時間を確保できるような配慮をするように努めなければならない、こういうふう

に書いてありおおむねこの野崎審議官の答弁が省令に条文化されたものかなと思うわけなんです。思うわけなんです。ことしの一月一日付で基発一号、婦発一号で出たこの省令、政令の内容にかかわる通達をよく読みましたも、この配慮というのはどういう内容なのか、それはもう勝手に労使でその場で判断しろ、こういうことなのかあるいは基準監督官が常識で判断しろというのか、これは野崎審議官は拒否の可能性というところまで言っているわけですからね。

その内容については、これ以上の内容はないのかあるいはどんなことをお考えになつておられるか、これを伺っておきたいと思つておられます。

○政府委員(野見山眞之君) 変形労働時間制におきますこの配慮の努力義務でございますが、今お尋ねのように、どのように配慮するかということの内容につきましては変形労働時間制を採用する事業場におきます事業の実態あるいは労使の話し合い等によつてこの変形労働時間制を導入するかどうかが決まるわけをございまして、個々のケースによつて配慮の中身を必ずしも一概に基準的に定めるということは難しかろうというふうなふうに思つておられます。

いよいよこれがスタートするわけをございましてけれども、それぞれの事業場においてどのような

配慮が行われているかというような事態のある程度の累積の中で一般的傾向としてこういう配慮が行われているあるいは好ましいというふうな事態は判明すると思つておられます。今の時点でこれこれの中身の配慮をしるというふうな指導を画一的にするということには困難ではないだろうか。したがって、この導入の際に当たつてそれぞれの事業場の実態に即したあるいはそれぞれ事情にある人を配慮した労使間の話し合いによつて考慮する内容が決まらなければいけません。どうか。しかしながら、私どももいたしましては、この法施行規則におきまして配慮義務が必要であるということにつきましては関係労使に十分指導してまいりたいと思つておられます。

○内藤功君 これから施行されることですからお互いによく実態を見て、その都度私もここで質問したいと思つて、そういうふうにして配慮という中身を充実させていきたいと思つておられます。

そこで、例えば、労使協定とか就業規則あるいは労働協約の中に、配慮というあなただの言葉を使えば、労働者から配慮の申し出をしやすくするような手続制度を設ける、例えば、どうしても保育園に子供を迎えにいかぬやならぬあるいは年老いた両親の病院にどうも帰りに寄らぬやならぬ、看病しなやならぬというふうな具体的な配慮ということが申し出がしにくく職場もあるでしょう。そういうところをしやすいような手続制度を例えば協約の中に盛り込みなさいよ、就業規則の中に盛り込みなさいよというふうなことも私は一つの内容であるかと思つておられます。

そういうことも含めて、ただ配慮と言っただけじゃなくて、その中に非常にいろいろな実態がありますから、中身を豊かにしていくようにひとつこれをお願いしたい。この規則自体は答弁の趣旨を踏まえたわずかに評価のできるものだと私は思つておられます。それだけに充実させていかなくちゃいかぬと思つておられます。

次に、一週間単位の変形労働時間制の対象として小売業が出てきたんですよ。私の質問のときに

もこの点を非常に強調したんですよ。小売業は、私の知るところ全国百六十六万五千六百八十五事業場、労働者は五百五十六万五千四百四十五人と理解をいたします。影響は少なくないんですよ。で、社労委員会のこの法案審議のこの場での私の質問に對しましては、政府側は野崎審議官を中心に旅館のことだけ言つておられます。例を挙げると僕は言つたんですよ、こういうことになるんじゃないかなと思つたんですよ。一週間単位の変形労働時間制はどういう事業場か例を挙げると。小売業は一言も言わなかつたと思つておられます。旅館のこ

としか言わない。旅館という、なるほどそうかなと思つたんですよ。しかし、国会が終わつて省令が出ると、今度は小売業が忽然とあらわれた。これは国会答弁で言わなことを拡大したと私は非常に遺憾な気持ちなんです、いかがですか。

○政府委員(野見山眞之君) 当時の答弁におきまして例示として旅館業を挙げたことは事実でございますが、同時に、中央労働基準審議会において第三次産業を中心に検討していただくという答弁を当時申し上げたことでもございまして、その後、対象業種につきまして中央労働基準審議会において審議をいたしておる過程で、その対象事業に關しまして小売業を含めるということについて、そのときの答申の中におきまして、ございまして、そのときの答申の中におきまして、特に公益委員の意見といたしまして、「制度の趣旨に則つて適切な運用を図り、今後、その運用実態を把握し、必要に応じて、その範囲等について検討を行うこととすべきである」旨の御意見もいたされたわけをございまして、今後、この一週間単位の変形労働時間制の対象業種の適切な運営につきまして十分意を用いてまいりたいと思つておられます。

○内藤功君 それなら、答弁に言つてないで、第三産業としか言つてない。ね。国会でやはり明確にその考えを言うべきだということに思つておられます。私は、今の局長の言われた、

制度の趣旨のつとめて範囲等について検討を行うと、こういうのが出ておられるわけですから、小売業といつたつて広いんですから、やはりこれについては非常に広過ぎるというふうな思つておられます。これも今後の運用の問題ですから、実態に即して範囲を制限的にやつぱり考えていくというふうなすべきだと私は思つておられます。

時間がもう余りありませんので、基準法に關係して、この百九臨時国会では労働基準法の改正法案に對する私どもの修正案の中で、時間外労働の上限を一日二時間、年間百二十時間までとするということを具体的に御提案申し上げたところであります。なお、参議院の附帯決議ではその問題についての検討がうたわれております。これについては、私はもう非常に重要な問題だと思つておられます。日本の場合、残業、時間外労働の上限規制がないんですね、目安ということであつて規制になつていないんですよ。これは、どうしても労働省として次の労働基準法改正の機会には必ずこれを入れてもらいたいと私は強く要望しておるわけなんです。この附帯決議に對する態度も含めて、具体的なこれについて臨む姿勢をお伺いしたい。

○政府委員(野見山眞之君) 時間外労働の上限につきましては、基準法においては定めはございせんけれども、労使協定締結の指針に基づきまして指導を行っているところをございまして、特に昨年の基準法改正におきます当委員会の附帯決議を踏まえまして、六十三年度に時間外労働に關する実態調査を実施することにしたしております。その結果に基づきまして、この指針に年間の時間外労働時間数の目安を加えるということを内容といたしまして、来年、六十四年四月実施を目前にその見直しを図るといふ予定にいたしております。

○内藤功君 もう一つ、これも私どもの修正案の中で提起したんですが、附帯決議には残念ながら織り込まれませんでした。が、就職初年度の労働者、いわゆるフレッシュマン、入社した一年目の人にもやはり年休を付与してあげる必要があります。

す。この人たちは、体は若くて元気なようだけれどもやはり新しい職場でもって心身ともに非常に苦しい面もある、ストレスもたまると、休養の必要性は全く人間として同じであります。この御検討を願えないかということをお伺いしたい。

○政府委員(野見山真之君) 我が国の年次有給休暇制度につきましては、一年の継続勤務を要件として勤続年数に従って付与日数が増える形をとっておりますが、これは我が国の雇用慣行に即したものであると考えておりまして、これを変更することは適当でないというふうな考えをしております。

○内藤功君 非常に頭がかたいと思えますよ、その考え方は。これは改めていただきたいと思えます。時間がないので最後の一言になりますが、これは法案も用意をされているようですが、私は黙っているわけにいかないのでぜひこれは申し上げておきたいですね。

それは中労委の公益委員の労使同意制の問題です。きょうは法案審査の機会じゃないけれども、非常に重要な問題です。特に、公益委員をつた経験のある著名な学者、弁護士の方がみんな労使同意制は非常に重要だということを言っておられるということなんです。

例えば石川吉右衛門さん、東大の教授ですが、この方は「同意制を廃止すれば、任命権者に対して遠慮されることになり、私としては、少なくとも現在においてはその弊害の方が大きいと考えるのでこの同意制廃止の主張には賛成しない」、それから、これは東大の現役の先生ですが「野野教授は「日本の労働委員会制度の一つの特色であり、労使関係の中立的専門家の選定を労使自身に委ねている」という意義を持つ」。この方は現在公益委員をやっておられる方ですね。それから、最高裁判事をやり中労委の公益委員をやった塚本重頼弁護士は「労使関係の識見を有する人材を広く民間に求め、労働委員会における労使紛争の処理が労使関係の実情に即して処理されることをねらった

ものと考えられる」と、この制度に肯定的ですよ。それから、大阪の地労委の公益委員を長くやった本多淳亮教授は「同意制は、一方において立場の鮮明過ぎる極端な考え方の人物を排除するとともに、他方において労働問題に理解のない、良識を欠く人物の登場を阻むことによつて、労委に対する社会一般の信頼感を維持するという役割を果たしてきた。また、公益委員の立場から見ると、労使から支持されているという一種の安定感の上に立つて仕事ができるという効用がある」。

私は、これだけの人がこういうふうな言っている理由が全く納得できないですね。もちろんほかの点もありますが、これは法案審査のときでないので私はいきよは触れません。触れませんが、今の問題についての答弁もあえて私は求めませんけれども、こういう強い反対がやっぱり起きています。公益委員経験者の方から起きている。私らが中労委にかつて代理人として出まして、やはりこの本を書かれた東大の労働法の先生あるいは最高裁の判事をやるような弁護士さん、そういう人たちが座っておると何となく公平な感じがするんですね。負ければこれはちよつと悔しいですけども、そうであつてもやっぱり公平ということの意味で労使が同意した人がこへ座つていて、これは大きな制度の中心なんだね。それを外してしまえば労使があんな人はだめだという人が座るといふことになるのは制度として甚だよくないと思う。ですから労使同意制、ほかにも問題はあつても、これも絶対には守つてもらいたい。私はそういう意味でこの法案は撤回してもらいたいという考え方を持っているわけなんです。このことを最後に要望いたしまして、時間が経過したので私これで質問を終わりたいと思つています。

○委員長(関口憲造君) 本件に関する質疑は以上で終了いたします。

○委員長(関口憲造君) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案及び労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案(口憲造君) 労働安全衛生法の一部を改正する法律案及び労働者財産形成促進法の一部

を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。中村労働大臣。

○國務大臣(中村太郎君) ただいま議題となりました労働安全衛生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近における労働災害の発生状況を見ますと、逐年減少傾向にあるものの、今なお年間八十万人もの人々が被災し、そのうち二千五百人ものという生命が失われております。

これら労働災害の多くは、中小企業において発生しており、中小企業の労働災害発生率は依然として高い水準で推移しております。

また、世界にも例を見ない速さで進行している高齢化社会への移行により、高齢労働者の労働災害が多く発生しております。

さらに、ストレスによる職場不適応の発生等労働者の心身両面での健康の保持に新たな問題が生じてきております。

このような近年における労働者の安全衛生をめぐる状況にかんがみ、政府としては、社会経済情勢の変化に対応した総合的な安全衛生対策を展開するため、中央労働基準審議会の答申を得て、労働安全衛生法の一部を改正する法律案を取りまとめ、提案した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、小規模事業場における安全衛生業務を担当する者として安全衛生推進者を選任することとするともに、安全管理者等に対し職場の安全衛生管理を進めるための新たな知識・技能を付与すること等により、安全衛生管理体制を充実することとしております。

第二に、法令上の要件を具備していない機械等の製造者及び輸入者に対し、その回収または改善を命じる制度を創設することにより機械等に関する安全性の確保を充実することとしております。

第三に、労働者に対する健康教育、健康相談の

実施を促進することとし、このために必要な指針の公表や援助を行うことにより、労働者の健康の保持増進のための措置を充実することとしております。

以上のほか、建設業における労働災害を防止するための計画の届け出制度の充実、発注者に対する勧告または要請等につきまして、必要な規定を設けることとしております。

なお、この法律の施行期日は、原則として、昭和六十三年十月一日といたしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

続きまして、労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

労働者財産形成促進制度は、労働者の計画的な財産形成を促進して、その生活の安定を図ることを目的としており、現在、労働者財産形成貯蓄を行う労働者は千九百万人に達し、その貯蓄額は十二兆円を超えるなど、労働者生活に広く定着してきております。

しかしながら、労働者の財産形成をより一層促進するためには、当面次の事項についての改善が急務となっております。

すなわち、一つには、今後の本格的な高齢化社会に対応して、労働者の老後生活の安定を図るための個人年金資産の着実な蓄積の促進であり、二つには、既存の持ち家についてニーズが高まっている増改築等への対応であり、三つには、労働者の企業間・事業所間の異動の活性化に対応した継続的な資産形成の方策であります。

政府は、このような状況にかんがみ、労働者財産形成促進制度につき所要の改善を図ることとし、労働者財産形成審議会の答申をいただいた上で、ここに労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案として提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を

御説明申し上げます。

第一は、勤労者財産形成年金貯蓄契約の払い出し制限要件の緩和であります。

勤労者財産形成年金貯蓄の額が、据置期間中の予期しない金利の上昇により非課税限度額を超えることとなる場合には、一定の手続により利子等の額を払い出すことを可能とすることとしたしております。

第二は、勤労者財産形成住宅貯蓄契約の用途の拡大であります。

勤労者財産形成住宅貯蓄契約の用途として、一定規模の住宅の増改築等を加えることとしたしております。

第三は、勤労者財産形成給付金制度及び勤労者財産形成基金制度の転職時における継続措置の創設であります。

転職、出向、転職の際も、勤労者財産形成給付金制度及び勤労者財産形成基金制度の継続を可能とすることとしたしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

委員長(関口恵造君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十二分散会

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案
- 一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改

正する法律案

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案
児童扶養手当法等の一部を改正する法律

(児童扶養手当法の一部改正)
第一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「三万九千九百円」を「三万四千円」に、「三万八千九百円」を「三万九千円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)
第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二万七千四百円」を「二万七千五百円」に、「四万千円」を「四万三千三百円」に改める。

第十八条中「一万六千五百円」を「一万七千五百円」に改める。

第二十六条の三中「二万九百円」を「二万九百五十円」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第二項の表中「三十二万八千八百円」を「三十三万三千元」に改める。

附則第三十二条の二中「給付のうち老齢年金」を「給付(通算老齢年金、障害福祉年金)」に、「支給されるもの」を「支給される老齢年金」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正)
第四条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号イ中「居住するため」の下に又は直系血族その他政令で定める親族以下この号において「直系血族等」という。の居住の用に供するため」を加え、同号ロ及びハ中

「居住するため」の下に「又は直系血族等の居住の用に供するため」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第三条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「法律第三十四号」という。附則第三十二条の二の改正規定は、昭和六十四年一月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 昭和六十三年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三条 昭和六十三年三月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。

(法律第三十四号の一部改正に伴う経過措置)
第四条 昭和六十三年三月以前の月分の法律第三十四号第一項の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)以下この条において「旧国民年金法」という。による老齢福祉年金及び旧国民年金法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)
第五条 国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)による年金たる保険給付、法律第三十四号附則第三十二条第三項に規定する年金たる給付並びに法律第三十四号附則第七十八条第一項及び第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付については、昭和六十一年の年平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。)に対する昭和六十一年の年平均の物価指

数の比率を基準として、昭和六十三年四月以降の当該年金たる給付又は年金たる保険給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、国民年金法第十六条の二の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第三十四条の二の規定の適用については、国民年金法第十六条の二の規定により同法による年金たる給付(付加年金を除く。)の額を改定する措置とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「十一万六千六百円」を「十一万二千元」に改める。

第三条第三項中「四万千円」を「四万三千三百円」に改める。

第四条の二第三項中「三万八千四百円」を「三万

八千五百円」に改める。
 第五条第四項中「二万七千四百円」を「二万七千五百円」に改める。
 第五条の二第三項中「一万三千七百円」を「一万三千八百円」に、「二万七千四百円」を「二万七千五百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。
 2 昭和六十三年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に三、二二七、七〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、六一一、〇〇〇円
第二項症	三、八四一、〇〇〇円
第三項症	三、一六五、〇〇〇円
第四項症	二、五〇三、〇〇〇円
第五項症	二、〇二六、〇〇〇円
第六項症	一、六三七、〇〇〇円
第一款症	一、四九四、〇〇〇円

第二款症	一、三五八、〇〇〇円
第三款症	一、〇八九、〇〇〇円
第四款症	八七六、〇〇〇円
第五款症	七七五、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	年金額
第一款症	四、九〇五、〇〇〇円
第二款症	四、〇六九、〇〇〇円
第三款症	三、四九一、〇〇〇円
第四款症	二、八六八、〇〇〇円
第五款症	二、三〇〇、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に二、四六〇、四〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三、五一四、九〇〇円
第二項症	二、九三一、八〇〇円
第三項症	二、四二二、〇〇〇円
第四項症	一、九二〇、五〇〇円
第五項症	一、五六一、九〇〇円
第六項症	一、二六五、五〇〇円
第一款症	一、一五〇、六〇〇円
第二款症	一、〇四七、三〇〇円
第三款症	八四二、〇〇〇円
第四款症	六八〇、三〇〇円
第五款症	五九八、五〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	年金額
第一款症	三、七三八、九〇〇円

第二款症	三、一〇二、三〇〇円
第三款症	二、六六〇、六〇〇円
第四款症	二、一八五、九〇〇円
第五款症	一、七五四、〇〇〇円

第二十六条第一項中「百五十四万三千四百円」を「百五十六万四千四百円」に改める。

第二十七条第一項中「百五十四万三千四百円」を「百五十六万四千四百円」に、「百二十二万二千四百円」を「百二十三万六千四百円」に改め、同条第三項の表中「三七〇、六〇〇円」を「三七四、五〇〇円」に、「二九二、二〇〇円」を「二九五、一〇〇円」に、「二九八、一〇〇円」を「二九九、九〇〇円」に改める。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第二条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

8 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項中「六十万円」の下に、「同条第八項の特別給付金にあつては七十五万円」を加える。

附則第二項中「第七項」を「第八項」に改める。

附則
 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

昭和六十三年四月五日印刷

昭和六十三年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K